

令和元年陸別町議会 12月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年12月11日 午前10時00分			議長	本田 学
	散会	令和元年12月11日 午後3時06分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	三輪隼平		久保広幸			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	会計管理者	棟方勝則		
	総務課長	芳賀均	産業振興課長	副島俊樹		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	丹野景広		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
4	発 議 案 第 4 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例
5		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○議長（本田 学君） 多胡議員、農業委員長より、遅参する旨報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） おはようございます。きょうは、よろしく願いいたします。

今回は教育長に、児童・生徒の通学路の安全に向けての改善とか、または学校教育環境の取り組みについて質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、有田教育長におかれましては、このたびの任期満了に伴い再任されまして、また改めて3年間ですか、よろしく願いいたします。

私たちも、また新たな気持ちで皆さんと一緒に住みやすいまちづくり、そして町の財産である将来を担う子供たちを見守りながら、応援していきたいと、そういう気持ちでおります。ことしは平成の時代から、5月で新しい年号の令和時代にスタートされまして、本当に大変災害で苦しんだ年かなということで、19号のそんな中、スポーツ界ではラグビーのワールドカップとかベースボール、また最後に11月10日に天皇陛下の即位に伴い祝賀御礼の儀がありまして、本当に最後にふさわしい温かいニュースで終わろうとするような1年でした。

それでは本題に入りまして、今回は、先ほどお話ししましたように、通学路と教育環

境をテーマに取り上げまして、通告書の順に従いまして、7件ほど教育長にお伺いしてまいりますので、よろしく願いいたします。

総務省のことし4月1日現在の調べた全国で15歳未満の子供たちの推計で、前年度よりも18万人少ない1,533万人と、さかのぼれば1982年から38年間連続で減少しているということで、道内でも減少傾向にありまして57万7,000人ですか、数字をあらわしているそうでございます。全国で見ましたら、県でいきましたら、沖縄県とか、滋賀県が最も低い数値と言われておりまして、その中でも地方でいきましたら東北地方ですか、ここの地方が15歳未満児が一番少ないと言われております。その要因は未婚率も高く、働く人のうちの非正規雇用と呼ばれる人がふえて、若い世代の結婚や子育てが難しい現状にあるというのが要因だそうでございます。

また、本町の数値もお聞きしましたら、11月現在で15歳未満児235人と、本当に年々減少傾向にあるということでございます。そんな中、最近では児童に関する事故も多く、ことし最近では川崎で起きたスクールバスを、待っていた小学生の生徒が殺傷されるという痛ましい事故が発生しておりまして、全国的に見ましたらほとんど通学路で発生する事故、または犯罪被害がすごく多発傾向にあると言われております。

そこで1番最初に、第5期総合計画の中でも、通学支援の充実に向けてということでございますが、児童・生徒の通学時の登校時における安全の取り組み、これについてはどのような取り組みをしているのか、教育長、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回、議員におかれましては、児童・生徒の通学路の安全確保と改善についてということで、いろいろ御心配をおかけしているところでございます。

議員いろいろお話いただきましたけれども、子供たちにつきましては、まず安全・安心に通学してもらおうということが、大前提だというふうに思っております。全国的には、先ほど申しましたとおり、通学中における事故だとか、事件が多発しているというような傾向にありますけれども、幸い的には陸別町については、後ほどまたお話するところもありますけれども、基本的にはそれほど大きな事件等も含めて、防犯等も含めて多発しているというような状況にはないということで、子供たちには安全・安心に登下校していただいているというような状況にあらうかと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 下校時における事故・事件等については、減少することなく多発しておりますので、今後とも引き続き、よろしく願いしていきたいと思っております。

次に、通学路の改善に向けてということで、お伺いしていきたいと思っております。今回は、これが1番主でございますので、よろしく願いいたします。

最近では、管内においても立て続けに歩行者が、横断中に車にはねられる事故という

ことで、新聞にも載っておるとおり、大変続発している現状でございます。道警にしてもこれからの時期、特に今時分、夕暮れ時期にかけて、この時期は日が沈むのが大変早い時期となっております、早目ライトの点灯ということで呼びかけて、歩行者の事故に防止に努めてくださいということで、呼びかけをしている現状でございます。特に、この時期私たちドライバーにとっては、歩行者、自転車等には気配りが本当に必要で、見落とす傾向が非常に多くなっております。そういう時期でもありますので、そんなことで今回通学路の改善に向けてということで、通学路を車で歩いたのでは、今回の趣旨に基づいて発言することできないということで、自分の足で通学路を夜、全て歩いてみました。

そういう中で、細かいことも目につきましたが、その中で防犯街路灯とか、看板とか、横断歩道、あと町内に附随する手押し信号機の設置状況など、改善に向けて検討する余地があるのではなかろうかという自分の思いでございました。

事件・事故等については、起こる前の事前予防が本当に大切で、一般的に起きてからの事後対策というのが、現実に傾向にあるのが現状でございます。そこで改善、これは悪い点を改めてよくするというところでございますので、歩く人も車を運転する人も常に飽和状態にしていくことが大切なのかなと、私は常日ごろ思っております。そこで今回大きく分けて、防犯街路灯、横断歩道、手押し式信号機ですか、この3点について時間の都合もございますので、一括提案させていただきますので、その辺よろしくお願いいたします。

今回、私のテーマにするものについては、公安委員会も絡んでいますが、今回は教育の現場から、また一般的な目線から見た感覚で、当然、教育長については現場も把握されていることと思っておりますので、教育長の見解の中で意見をお聞きしていきたいと思っております。

まず最初に、防犯街路灯についてお伺いいたします。

まず1カ所については、固有名詞が出て大変失礼いたしますが、一番わかりやすいと思しまして出させていただきます。東1条2区の鈴木茂さん宅の前の通りは、東1条仲通線と言われております。その交点から村上さんの横を走っている下陸連絡線、それとそこは若葉へ行くほうなのですよね、そこから今度、共栄線という道路がございます。そこはちょっと複雑な3差路になっておりまして、あそこに横断歩道が設けられて、あそこに街路灯がついております。まず、そこ1点。

次、二つ目は、この交点から共栄線からずっと真っすぐ行きましたら、駐在所に行きまして、そこで道道北見白糖線という路線に出まして、その角には駐在所がございます。道道には横断歩道がございます。そこに両わきに街路灯があるのですけれども、街路灯はあるものの薄暗くて、歩行者にとっては姿とかそういうのが非常に確認しづらい状況にあり、この場所の街路灯の補強を何とかすればいいのかなと、そういうことで子供たちの安全、または運転者に対しての安全に対しても、あの辺の街路灯の整備です

か、その辺をちょっとお願いしたい。

次、2点目に入りますが、横断歩道に入ります。

今の道道北見白糠線、横断歩道渡りまして東2条仲通り線というのは、これ林茂雄さん宅の前を真っすぐ行きましたら、国道242号線にぶつかるあの道路ですね。そこ駐在所から約200メートルぐらい行きましたら、東1条2丁目の2丁目通りと行って、澤村さんから下おりてきて、そこ真っすぐ行くとしらかば苑、そちらのほうに行く十字路、今回はその十字路についてお話ししていきたいと思います。

皆さんもここにいる方は御存じだと思いますけれども、あそこは駐在所から国道に向かっていきますと、左側に歩道がずっと設置されております。そしてその十字路ですが、あそこを見ましたら、歩行者が優先されるのではなくて、車が優先するような道路に思えます。そんなことで、つつじが丘へ行く手前ですか、あそこに新しく防護柵が設置されまして、本当にいい環境にしているのはありがたいです。そういうことで、自分としてあそこを確認してみましたら、ワンスパンぐらい取り除けば、お互いに見通しがいいということで、あそこは通学路の名前持っていますので、できればあそこは子供たちの通学路となっていますので優先してほしいなど、そういう思いでいます。上から来る坂もありますけれども、ちょっと複雑だけれども、あの辺をちょっと整備すれば、まだ安全で、歩く人も通る人も本当に安心な十字路になるのではなかろうかと、そういうふうに思っております。

次、3点目です。次に、手押し式の信号機の設置についてお話ししたいと思います。

その場所については、栄町地区の国道242号線の横断歩道、固有名詞出ちゃいます。議長の前を走っているところですね、それと栄町地区にある、あと高橋幸雄さんところの前にある横断歩道2カ所、設置されております。そういう中で、あそこは現在、大変変形的な5差路になっていて、ちょっと複雑な感じもいたします。これについては、公安委員会の絡みなどもついてくるのかなという考えがあります。

あそこは横断歩道も附随して、通学路は逆にこっち、左側走っていますけれども、宮下本通りのほうから一般の人とかそういう人が来て、特にあそこ真っすぐ下がって行きましたら、元町、緑町に行く方とか、ましてあそこに、緑町には子供が使用するサッカー場もございます。そういう中で、あそこは特に最近では、皆さんも御存じかと思いますが、訓子府・小利別間の高規格道路の開通によりまして、一般車両が非常に多くなっているのが目につきます。数年後になれば、逆に小利別・陸別間も開通することになれば、非常に車の混雑した町になるのではないかというのは、これは間違いございません。それで並ぶ時でしたら、杉田さんのこっちまで車が並んでしまうという現状は、もう十二分にあると、近くの方もお話ししておりました。

それで駅前にはただいま交差点、信号機があります。そして運転手にとっては、信号があそこ1カ所しかありませんので、変わるのではないかという気持ちになれば、さらにスピードを増すような、そういう心境を誘ってしまいます。そういうことで、私はいろ

色々な角度から見ましたら、あそこに信号機が1個あることによって、注意力とか、危険予知を与える一つのワンクッションを与えて、本当に安全な町になるのではなかろうかと、そのように思っております。今回のこういう横断歩道、また手押し信号機については、公安委員会に対してのいろいろな問題がございますが、その辺、踏まえた形の中でお伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは、今、議員のほうから3点のお話があったかというふうに思っております。それぞれ街路灯、横断歩道、手押し信号の設置という件かというふうに思っております。

まず1点目の街路灯の関係でありますけれども、特にこの時期、夕方暗くなるのが早くなってくるということでもありますので、特に今回の答弁に関しましては、小・中学校ともに意見交換・情報提供いただいている中での答弁内容ということで、御了承いただければというふうに思っております。

一部、中学生等から街灯が少ないだとか、ちょっと場所によっては自動車が見えづらいという、一部意見が出ているところでもありますけれども、まず小学生については、基本的に日没前にほとんどが下校するというところでもありますので、街路灯の部分については、特に大きな要望というのはいりません。

それから、中学生については、部活動ございますので、夏場につきましては午後6時、冬場につきましては12月過ぎて午後5時には終了して、下校するというような状況にあります。こういう状況の中で、特に中学生につきましては、交通安全教室等も含めて、安全確保のため必要な指導もしておりますので、街灯についても今必要な街灯は、設置されているというような認識を持っておりますので、学校側からの意見も踏まえて、教育委員会といたしましては、現在のところ街灯の補強の要望は、考えていないという現状であります。

2点目であります。横断歩道の設置ということでもありますけれども、横断歩道につきましては、まさに私の家の目の前と、十字路ということになろうかというふうに思っております。実は毎朝起きて、居間が2階なものですから、2階から必ず通学路、それから十字路のところを毎日確認しているところでもあります。このところについては、確かに澤村宅から下ってくる自動車のスピードによっては、やや危険を感じるかなというときもありますけれども、基本的にはここ私が住んでから事故というのは、ほとんど起きていないというような状況下というふうに思っております。

現在、交差点には横断歩道が設置されていない状況でありますけれども、確かに設置されているほうが安全だというふうには思いますけれども、歩道も整備されており、交通量から見ても教育委員会といたしましては、この場所での横断歩道の設置の要望は、現状こちらも考えていないという状況であります。

3点目であります。手押し信号の設置の部分であります。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、今の高規格も通りまして、交通量が大変ふえているというのが私の実感でもあります。特に、小利別方面から、津別方面からの津陸線も含めて、郊外がほとんどノンストップで来られる状況の中で町に入りますと、制限速度40キロにはなっているところでもありますけれども、体感的には60キロ前後のスピードで、市街地に入ってくるというような状況も見受けられます。

逆に通学路といたしまして、今回、横断歩道の設置というお話でありますけれども、小・中学校とも必ず、特に元町、緑町方面でありますけれども、みどり屋の前を通っての通学路ということで、ルートを指導しておりますので、こちらにつきましても今現状の御指摘の場所での信号機の設置は、現状考えていないというところであります。

交通環境の整備ということであれば、議員おっしゃるとおり、いろいろ設置多くしていただければ、大変ありがたいということでもありますけれども、逆に市街地への車両のスピード抑制につながるような何か手だてを違った形の中で取り組んでいただければ、取り組んでいただきたいというようなところであれば、逆に要望していきいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 町の中では結構、町独自ではできない管轄外の事案というのが数多くありますけれども、その中でも今後に向けてのいろいろな考えを含めて、安心・安全に向けた取り組みは、ぜひ進めていただきたいと思っております。特に、公安委員会の仕事になれば、町の負担金というのはございませんので、その辺積極的に取り組んでいただいて、やっていただきたいと思えます。

次に、児童の登下校時の徒歩通学についてお伺いいたします。

私たちの小さいころは、車も全然普及していなかったために、汽車通というのはございました。そのころは学校も分散しておりまして、自分の記憶のある中では、陸別町内には小学校が5校、中学校が1校、小・中学校一体型が3校ありました。基本は部落に住んでいましたので、ほとんど徒歩通学が現状でございます。その徒歩通学の中では、私たち小さいころは健康な体づくりとか、あとは寒さに負けない子供づくり、そしてあとは道ばたで会う挨拶とかそういう道徳、規律、また、その中で仲間づくりと助け合い、本当に自然の中で学んできました。

最近では、少子化に伴い子供人口も減少し、ちょっと寂しい感じがいたします。町で生徒さん方と会って挨拶を交わすと、本当にすごく新鮮な気持ちで、自分もすがすがしい気持ちになります。特に、道路上でランドセルを背負った子供たちを見ますと、活気がわいてきて、ランドセルに負けるなよ、頑張れよという気持ちをいつも心の中で叫んでおります。

そこで児童・生徒の徒歩に、ここでちょっとお伺いいたしますけれども、児童・生徒の徒歩による通学状況ですか、おおよそでよろしいですので、小・中学生についてどの

ような現状になっているのか。また、最近は車社会での環境下におかれている中で、徒歩通学についての形態が変わりつつあるのではないかなと思っておりませんが、教育長としては、どのような指導をされているのか、その辺よろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 児童・生徒の徒歩通学の現状ということですが、今、小学校の児童数が全校109名となっております。このうちスクールバスの利用者が22名でありますので、差し引きしますと、徒歩通学者が87名となります。中学校生徒数につきましては、現在、全校40名となっております。スクールバス利用者が10名となっておりますので、徒歩通学者が30名となります。うち夏場につきましては、27名が自転車通学をしているというような状況であります。

まず、この徒歩通学の現状でありますけれども、特に小学生におかれましては、きちっと調べたことはないのですけれども、学校側で押さえている雰囲気といたしましては、大体、一、二割程度ぐらいが、保護者の送迎があるというような感覚を持っております。毎日、保護者等による自動車の送迎が、ない日はないというような状況が続いているのかなというふうに思っております。

ただ、車が発達していて、家庭内にも複数の車を持っていてということで、特にこれから悪天候ですね、吹雪だとか、夏場で言うと大雨だとか強風だとかということで、私、毎朝、先ほど申しましたとおり、通学時を見ておりますけれども、天候悪いときについては歩いている子供たちの数が少ないです。それから、私としては、逆に悪天候時に保護者の送迎をしていただいて、大変ありがたいというふうに、逆に感じているところであります。

ただ、春先、冒頭で必ず会議等、それから執行方針等でもお話ししておりますけれども、原則は徒歩で、歩けるところについては徒歩通学をお願いしたいと。特に体力づくりにとっては、徒歩というのは大切なものだというふうに思っておりますし、先ほど議員も申しましたとおり、徒歩中のコミュニケーション、子供同士で歩きながらいろいろお話するのも大変楽しいひとときかと思っておりますし、逆にそこで友達関係が築かれていくのかなというふうに思っておりますので、それが保護者の送迎によって、ひとりで行ってしまうという時間よりは、子供同士、20分前後30分ということで歩いて、大変なこともあるかと思っておりますが、そういう逆に楽しみということで、体力づくりに向けた徒歩を推奨しておりますので、今後も粘り強く保護者のほうについては、その辺の理解を求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 生活環境も変わりまして、大変難しい現状だと思いますけれども、私たちも子供たちの歩く姿を見て、大変元気をもらっておりますので、寒さに負けない元気な陸別っ子を育てるためにも、今後の指導に期待していきたいと思っております。

最近では、登下校時による子供たちの対しての事故とか、または犯罪被害非常に多くなってございまして、特に見守り活動については、市町村でそれぞれ一生懸命頑張っておられますけれども、教育長に、先ほど安全の取り組みについてということで、重なる部分があると思いますけれども、見守りということについてはどんなふうに取り組まれているのか、文書にないけれども、お願いします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 見守りの取り組みといたしまして、まず、小・中学校共通しているところは、年度初めと2学期の初めですね、夏休み明けでありますけれども、それぞれ3日間ほど、朝の交通安全指導をしております。これは教職員が町内に立って、それぞれ小学校の教員と中学校の教員が分担をして実施をしております。入学後につきましては、特に小学生につきましては、1年生の下校指導を行っているということで、教職員と一緒に下校を実施して、児童の安全確保に努めているというところでありま

す。特に小学校につきましては、10年もたっていないかというふうに思いますけれども、実は子供の安全を守る陸別小学校区支援ネットワークというのを活用いたしまして、これは交通安全日ということで毎月1日と15日、土日であれば日にちはずらしておりますけれども、各自治会を中心とした地域の皆様、今、登録者が37名おりますけれども、登校時の見守り活動を実施しております。各自治会の皆さんには、大変感謝しているところでありま

す。登下校につきましては、特に子供たち、あそこ何か要するに危険な通学の仕方しているよということがあれば、教育委員会なり学校なりにきたときについては、その都度、指導をしているというところでありま

す。そのほか、子ども110番の家ということで、今現在、協力者が6軒ということで、その家の前にはのぼりですとか、プレートを設置いたしまして、防犯、見守りの取り組みをしているところでありま

す。また、ここ数年、石橋建設さんにおきましては、毎年4月と9月のうち週2日から3日、1日2回程度、町内の国道・道道において巡回パトロールを実施していただいて、見守りの御協力をいただいているところでありま

す。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 事故防止に向けて、一生懸命取り組まれておりますので、継続的な活動よろしく願いいたします。

次に、自転車通学についてちょっとお伺いいたします。

今では自転車に乗るのでも人身事故とかいろいろな形であれば、道路交通法とかそう

いうことも処せられ、最近では接触事故ですか、自転車にはねられて転倒して死亡するという事故も、皆さんも耳にしていると思われま。また、最近では、自転車による事故が多いということで、徒歩通学よりも自転車通学のほうが圧倒的に多いそうでございます。特に、自転車による事故が多いというのは、下校時が多くて、その原因というのは、スピードの出し過ぎとか、または車と同じくよそ見運転で、人と接触して事故を起こしているというのが、非常に多いと言われております。

そんな中、当町においても中学生の自転車通学が行われておりますが、これについて数点だけお伺いいたします。

まず、中学生で利用されている生徒の数、それと利用期間、あと自転車に乗るときにおける事故防止のための指導関係、あと許可、どういう人がちゃんと乗れるのかとか、そういう許可関係も、この辺ちょっとわかりませんが、その辺もお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 自転車通学についてでありますけれども、小学生については、認めていません。中学生については自転車通学、認めております。今現在、先ほども申しましたけれども、27名、ことし申請があつて、許可をしているところであります。期間につきましては、道路の降雪状況だとか、路上の凍結状況を見て、本年度につきましては4月14日日曜日、この日、日曜日でありますけれども、参観日がありましたので、この日から11月7日木曜日までが、ことしの自転車通学の期間としているところであります。

この自転車通学につきましては、今年度につきましては、4月の第3週に自転車通学生を対象に集会をいたしまして、通学路及び乗り方の確認をしております。夏休みに入る前にも、同様の注意喚起を行っているところであります。また、5月につきましては土曜授業の中で、本別警察署の署員に来ていただいて、協力依頼をいたしまして、自転車通学も含めた交通安全教室、それから講話を毎年、実施をしているところであります。

町内で自転車中学生、見かけるのですけれども、私の家の前でも通学時、自転車通っておりますけれども、陸別町の中学生は大変優秀な自転車の乗り方をしておりまして、交差点・横断歩道等は、基本的小さいおいて渡るといふのが本来であります。ただ、ほとんどの方がそここの意識がなく、自転車に乗ったまま通行している、もしくは左右ちらちらと見て、とまらないで通過しているといふのが現状でありますけれども、陸別町の中学生につきましては、この辺がきちっとして、きちっととまっております、必ず自転車を押して渡るといふことで、私、自転車に乗ったまま横断歩道を渡っているといふ生徒を見たことありません。

そういうところ、学校のほうでも指導が徹底しているといふことと、逆にこういう小

さい町でありますので、いろいろな人が見ておりまして、ちょっと変な乗り方していると、苦情も行きやすいということで、子供たちも逆に見られているという観点もあるのかなというふうに思いますけれども、生徒自身も十分安全な乗り方等について、意識をして乗っていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 約27名の方が許可されているということで、私どもも町歩きましたら、教育長言われたように、交差点でおりて渡るということは、大変いい形で教育されているなということで、生徒さん見てもわかります。そういうことで、予防対策というのは重要視されていきますので、今後とも継続的な指導関係、事故のない通学、自転車通学ですか、お願いしたいと思います。

それと、あと一つ、私、目についているのですけれども、ちょっとこれ言っているのかわかりませんが、陸別の通学の生徒はヘルメットかぶっていませんよね。それでその辺、ヘルメットかぶっていないという理由というのは、どのような形で乗せているのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ヘルメットの着用についてであります。

実は、今、教育関係ではいろいろ情報誌等がありまして、ヘルメットにつきましては全国的に見て、場所によっては徒歩通学からヘルメットを着用しているというところもあります。そこで、私もちょっと気になっている部分ではあって、今回、議員のほうからも御指摘というか、お話がありましたけれども、今、中学校の自転車通学時についてはヘルメットの着用はしておりません。1度、中学校側にお話を聞いたことがあるのですけれども、このときについては、ヘルメットは着用するときに、これを誰が負担して、誰が保管するのかということでもありますけれども、ヘルメット、3年間を見通して買うと、多分ずれたりして、逆に気になって自転車運転中の意識を妨げてしまうのかなという部分もありますし、逆にちょうど成長期が一番大きくなる時期でありますので、毎年、成長のたびにヘルメットを負担して用意するのかということもありますので、その辺も含めると、なかなかすぐヘルメット着用という部分にはいかないということがあります。

現状の陸別町内におきましては、交通量も含めた安全だとか、発達段階を考えた中学生、それから先ほども申しましたけれども、きちっとマナーを守った乗り方をしているという現状をとらえて、今、現状的には着用しないで自転車通学を認めているという状況でありますけれども、今後、管内的な着用状況も踏まえていながら、その必要性については、ちょっとまだ検討・協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 事故のないことを願いたいと思っております。

次に、通学時の事故においてということで、全国では、ちょっとデータ古いのですが、通学時における事故・事件ですか、年間約112万件ほど発生していると言われております。十勝管内においても、15歳未満児における通学時の事故というのは、今まで約2万人弱と、結構多い数字を聞くわけがございます。特に、登校時よりも下校時に事故が非常に多いと、特にその中では低学年、低学年に多く傾向が見られているというのが特徴でございます。このことから、先ほども話しましたが、交通事故とか犯罪被害ですか、防ぐためにもやっぱり予防対策というのは、本当に不可欠となっていることと思われま。

このような状況の中で、当町における登校時における事故とかそういう数字というのは、過去を振り返って見てもよろしいのですけれども、そういうデータというのは、あれば報告お願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ここ数年大きな事故というのは、実は1件ございます。実は平成29年6月の議会でも教育行政報告をさせているところでもありますけれども、実は新町1区と2区、今の（株）バンドウさんのところの手押し信号の部分での横断歩道中の事故ということであります。当時、1年生の女子児童が横断歩道を渡っていた際に、きちっとボタンを押して横断歩道側が青になる、当然、車道側は赤ということであります。これは当時、事故のときに周りの目撃者が目撃しているところでもありますけれども、それに伴って女子児童は横断歩道を渡っていたところでもありますけれども、車両側の市街地から足寄方面に向かっていく車両に、赤信号前方不注意で、そのまま女子児童に接触したということであります。けが的には、頸椎捻挫で全治1カ月ということであります。特徴的なのは、接触して後ろに倒れたときに、実はランドセルを背負っていたおかげで、頭部を打たなかったというところで、大事には至らなかったというところが結論的になるかというふうに思っております。

本当に残念な事故であるというふうに思っておりますけれども、その事故の後、小学校のほうでは信号だけに任せず、自分の命は自分で守る工夫は必要だということで、保護者のほうにも文書で通知をして、自分の目で確かめる習慣をつける。車の停止を確認してから横断歩道を渡る、それから左右を確認しながら渡る、この二つを確実に行うということで文書で通達をして、逆に学校でもそういう指導をして取り組んでいるということでもあります。

以後、そのような大きな事故も接触等もないということで進んでおりますので、今後も引き続き、自分の身は自分で守るといっても含めて、毎年毎年児童・生徒入れかわりしていくところでもありますけれども、きちっと指導を進めていながら、事故の起かない安全・安心な登下校に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いずれにしても事件・事故等ですが、日ごろからそういう予備訓練とか、実務的な訓練は必要だと思います。この事故というのは、予測できない、いつ何どき起こるかわかりません。そういうことで連絡体制とか、そういうのはきちっとしておくべきだと思いますけれども、せっかくこのような機会ですので、例えば事故が発生した場合、事故が発生した場合の連絡体制というのは、教育委員会としてどのように組まれているのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 小・中学校におきましては、通学時も含めて学校内での防犯等も含めて、あらゆる部分についてのいろいろな事故が想定されるわけでありましてけれども、それぞれ危機管理マニュアルを持っております。これに基づきまして、いろいろ対応しているところでありましてけれども、通常でありますと、事故が発生した内容によってあると思いますけれども、基本的には学校で把握した後、速やかにまず保護者に連絡をいたします。同時並行いたしまして、教育委員会にも連絡をいただいているところでもあります。学校内部で終わればいいのですけれども、受診が必要だということであれば、速やかに学校職員が診療所に連れていくか、もしくは救急車を呼ぶかということになりますけれども、今、事故発生した時については、必ず基本的に診療所に入ることになっておりますけれども、原則、受診時については、今、必ず教育委員会の職員が立ち会いを行って、事実確認と保護者対応をしております。当然、学校の職員も行きますし、保護者もいて、そこに必ず教育委員会の職員もいて、ただ連絡をもらうだけではなくて、実際に現場に行って対応するという形をとっております。

なお、児童・生徒が救急車で搬送された場合、教育委員会に連絡は学校からも来るのですけれども、消防署では必ず児童・生徒が搬送された場合については、教育委員会にも連絡いただきますので、早く連絡をいただいたところから、改めて学校・保護者との連絡調整をしているという状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういうことできちっと、連絡体制もしかれておりますので、事故のないのが一番だと思います。そういうことで継続的に、よろしく願いいたします。

次に、子供たちが安心して学んで、大いに学べる学校教育の取り組み方についてということで、2点ほどお伺いいたします。

当町については、大変自然に恵まれてまして、総合計画の中にもありますように、水・土・森林、そして星空といったような、本当に環境を十二分に取りそろえております。それで最近、学習要領も変わりまして、時代の流れとともに自然と向き合う機会が何か遠ざかるような現状にも思います。

また、そんな中で時間も制約されまして、子供たちも先生方も、そして管轄する教育委員会も十分余裕のない環境に来ているのではなかろうかと、このように日ごろ思っております。特に最近は、学校教師の働き方改革ということについても、今、質問するテーマが大変厳しい状況になってきているのでなかろうかということで、私、懸念しております。

第5期陸別総合計画の中にもありますように、地域の特色を生かした学校教育づくりというテーマを掲げて教育推進されておりますけれども、この地域の特色を生かした学校教育づくりというのは、どのような形で取り組まれているのか、お願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今、陸別町では、小中で小中一貫教育に取り組んでいるところであります。議会のほうでも委員会等でも、いろいろ所管事務調査をしていただいているところでありますけれども、この中で特に地域の教育資源を生かした教育課程ということになるかと思っておりますけれども、ことしから陸別ふるさと科を新設しております。中身的については、まだ完全なものにはなっておりませんし、今、少しずつ改善しながら取り組んでいるところでありますけれども、こちらについては、町内にあります史跡のユクエピラチャシ跡でありますとか、それから旧中斗満小学校を活用した、郷土資料館等の施設を活用した事業等を行っているところであります。

特に、小学校におきましては、酪農体験でありますとか、乗馬体験、それから森林教室、天文台学習、それからしばれの出前授業等、地域の特性を生かした授業に取り組んでいるところであります。また、中学校におきましては、土曜授業等も含めて、最近では特に企業でありますとか、町内の商工会青年部、それから農協青年部等に講師となっていて、外部講師となっていて、御尽力いただいているところであります。

また、先ほども申しましたけれども、本別警察署に安全教室でありますとか、それから体育科におきましては、柔道、ダンス、それから絵画の関係でも出前授業ということで、外部講師を招いて実施をしているところであります。また、野尻町長にも町長講話ということで、毎年、講話をいただいているところであります。

これらを特色といたしまして、陸別ふるさと課テキストについては、今、教育委員会で作成しておりますけれども、今後、新しい題材を組み込んでいった中で、限られた授業数の中ではありますけれども、学校ともうまく連携をとりながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 一般の方にとっては、非常に学校教育の現場というのは見えにくい状況にありますので、今、お聞きしましたら、かなりいろいろな形で利用されておりますので、その辺もいい形で、うんと発信していただきたいと思います。今後、当町

も他の町においてもさらに児童数が減少しまして、学校形態、または学習環境ですか、それから教育委員会環境、全てに変わりつつあります。教育全体の中でも流動的で、大変厳しい環境に立たされているのが現状だと思います。

最後に、陸別の子供たちの教育や生活環境への充実に向けた教育長の考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 基本的には、教育行政執行方針等でも述べておりますけれども、今現状においては、町の理解をいただいて、小学校・中学校、学校校舎の整備は整ったというふうに思っております。

人口減少で子供たちの数が減って、団体活動にも支障が出ているのが事実ですけれども、私といたしましては、限られた環境を理解して、それを受け入れることは必要なことだというふうに思っております。教育環境に係るハード面については、子供たちが活用するもの、町民の活用ものも含めて、これから優先順位を考えながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後、大切なのは、人づくりだというふうに思っております。子供たちにとって家庭での保護者、学校での教職員、地域における町民が、子供たちの成長にとって大きな力となりますので、現在取り組んでおります小中一貫教育、学校運営協議会等を中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。

私のほうから、最後になりますけれども、全ての子供たちが、全ての町民がいつも笑顔でいられるような教育、まちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは通告に従いまして、きょうは町財政についてと次期地方版総合戦略等の策定につきまして、町長にお伺いいたします。

それでは、最初に町財政についてお伺いしますが、これは、これと一体不可分の関係にあります行政サービス改革を織り込んで考えてみたいと思います。

当町の財政状況につきましては、前議会、9月定例会において、まちづくりの将来ビジョンについてお伺いした際、基本施策を具体化するための財政的な裏づけとしてお答えをいただいた経緯がありまして、実質単年度収支が平成27年度以降4年連続でマイナスに転じていて、大変厳しい状況になっているとの認識を示されておりました。この

厳しい状況の要因としては、普通地方交付税及び臨時財政対策債減少の影響ということですが、このことについては平成26年9月議会でも質疑が行われております。

この年、普通地方交付税が大きく削減される見通しということで、その影響と将来のまちづくりのあり方を伺っておりますが、当時の町長は、一般会計歳入の5割を超える額が、この普通地方交付税で占められており、国にその補償を訴えておかなければならないとしつつも、とりあえずは町有林の伐期に達しているものを良木販売して、歳入に充てることも一つの方法だと思われるが、それを続けることはできないので、町の規模に合った財政になるようにしていかなければならないと、このように答えております。

また、幸いにして蓄えられている財源を少しずつ使わざるを得ないが、同時に改革改善を行わなければ立ち行かなくなることも述べております。これが平成26年でありますから、まさにそれ以降平成27年度から実質単年度収支が、赤字に転じたことと符合するわけであります。結果として、歳入減少のスピードが速かったのか、あるいは歳出削減への改革改善が道半ばなのか、財政調整基金やその他の目的基金を取り崩すことでしのいでいるのが現状であります。

平成30年度決算審査意見書を拝見させていただきますと、歳入の状況を前年度対比しておりますが、地方交付税1億3,721万7,000円、国庫支出金1億177万3,000円、道支出金2億4,179万9,000円、ほか町税や諸収入などを合わせて6億3,517万5,000円の大幅な減収になっていて、それを繰入金・繰越金・町債等で補った形になっておりますし、歳入の構成も3分の2は地方交付税、国庫支出金及び道支出金の依存財源と言われるもので、残る3分の1が自主財源ということになりますが、町税収入並びに財産収入等は減少していて、それを繰入金で補ったため、自主財源の割合が上昇した形になっております。蓄えを取り崩したので、自主財源の割合が上がったということでありまして、決して健全な財政の方向とは言えない状況であります。

当町は、一定額の基金を保有していること、借入金は過疎対策事業債が主なものであり、その償還額には一定程度の地方交付税措置があるため、楽観視しがちであります。以前にも申し上げましたように、地方交付税が国の予算のプライマリーバランス対象経費に含められていることを考えますと、今後、一層交付額の削減が行われるものと考えておかなければならないと思います。

町の会計処理には、歳入に繰越明許費の取り扱いや前年度の実質収支、いわゆる繰越金が含まれているため実質単年度収支が赤字といっても、切迫感がわいてこないわけですが、会社の経営に例えるならば赤字体質ということになりますので、経営改善計画の早急な策定が求められることとなります。また、町税収入が前年度対比で減少というのは、直近5年間では初めてということですが、軽自動車税を除いてはいずれも減少しております。平成30年度の決算認定は終わっておりますが、統一的な基準による財務処理がまだ公表されておられませんので、前年度、平成29年度のものを参酌

させていただきますが、貸借対照表では、当町の全資産317億3,000万円のうち250億7,000万円の支払いが済んでおり、66億6,000万円が次世代の負担となっておりますが、資産が負債66億6,000万円の4.8倍あり、町の財政は健全性が確保されているとしております。

しかし、見る角度を変えて、土地・立木及び建設仮勘定を除く有形固定資産取得額489億7,000万円のうち、減価償却累計額が280億6,000万円でありますから、差し引き201億1,000万円ほどの評価額の有形固定資産を供用していることとなりますので、むしろこの有形固定資産の多さが重荷になるのではないかと考えております。一般的には、この減価償却累計額288億6,000万円に見合った引当金を必要とされるのが、企業会計の原則となりますが、これらの資産を復元しようとした場合、自治体には借入金の償還を含めて、一定程度の地方交付税措置がありますので、必要財源が圧縮されることを期待できるわけではありますが、それにしましても何十億円単位の自主財源が必要になることを認識しなければならないと思います。

公表されております統一的な基準における財務書類においても、今後は事業用資産やインフラ資産の老朽化等による大規模改修などの経費が増加し、町債の借り入れ増加が見込まれます。財政の健全化のためには、資産と債務を考慮した財政運営を行っていく必要がありますと、このように公表されております。まさに、これまで申し上げました数値を見ましても、そのとおりだと思います。

では、具体的にどのように対処すべきかとなるわけであります。実質単年度収支が4年連続で赤字ということで、もちろんその実質単年度収支については、その年度の事業内容によってマイナスになることは、当然起り得ることではありますが、平成27年度には移住産業交流センターなどの整備はあったものの、平成29年度及び平成30年度には、大型の事業は行われていないと思います。にもかかわらずマイナスというのが懸念されるわけであります。ここまでは私の捉え方ではありますが、町長といたしまして、現状をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問にお答えしたいと思います。

私も今の質問拝聴しておりましたが、全くそのとおりであります。普通地方交付税など一般財源の減少を補うために、平成26年度以降、財政調整基金の繰り入れによって財源不足を補う状況が続いております。そのため実質単年度収支が、マイナスになっているというのも事実であります。地方交付税、これは地方自治体の基礎的な活動について、税収などの自己財源などで不足する部分を補う役割で、普通交付税の減少については、財政運営に大きな影響が出ているというのも議員がおっしゃるとおり、事実であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの平成26年度以上、財政調整基金で一部補う手法を

とってきたというふうにお話がありました。同時に国は臨時財政対策債、これは地方交付税を地方につけかえているだけで、実質は国の借金に相当するものでありますが、この臨時財政対策債も一時は相当な額を出したのですが、ここ二、三年は臨時財政対策債も圧縮しているというのが実態だろうと思います。地方財政計画を見ましても、例えば今年度、平成31年度あたりは前年度対比でふえているはずなのですが、実質市町村にはふえた金額が来ていないというのが実態だろうと、そのように考えております。

質問を続けますが、公表が義務化されております健全化判断比率及び資金不足比率の平成30年度決算に係る数値を見てみますと、いずれも健全な状態とされておりますが、これは基金を保有していることによるものでありますから、財政再生基準等においては、状況が悪化傾向にあり、実質的に改善策を実施する必要があると、そのように判断されております。当町の財政状況を端的に言いあらわしますと、借金の返済に追われている状況でもないのに、歳入と歳出のバランスがとれずに、赤字の状態が続いていることなるわけであります。

先ほども申し上げましたが、年度の収支の状況をあらわしたものが、実質単年度収支ということになりますので、この実質単年度収支は、その年度における施策の動向によっては、赤字と黒字を繰り返すことも現象として起こり得ることで、そのことは先に申し上げたとおりであります。長期的に見れば実質単年度収支の積み上げが、赤字になることを是認することにはならないわけであります。

したがいまして、持続可能な町財政の運営としては、実質単年度収支の赤字解消が必須になりますので、再度申し上げますが、財政再建とまでは言わないまでも、実質単年度収支が継続して赤字になるというような体質は、改めなければならないわけであります。特に、これは先ほども申し上げましたが、近年は大きな事業を行っていない状況の中でのことでもありますから、保有する基金のあるうちに、基金の活用を含めた長期の展望を示す必要があります。財政規模の縮小化傾向の中で、人口流出につながるようなサービスの低下は避けなければならない、いわば二律背反の行政運営が求められる、極めて難しい局面になっていると思います。

執行機関の長であります町長にお伺いしているわけでありますが、私ども議会も意思を決定する機能を有しているわけでありますから、双方の協調と牽制のもとで緊張感を保ちながら、地方自治を形づくる責任を共有している認識に基づいて、町財政の課題について質問させていただいていることを御理解いただきまして、質問を続けたいと思います。

当町財政の現状と傾向、これを総務省が公表しておりますが、決算状況カードを見てみますと、財政規模は縮小傾向、地方税収は横ばいもしくは微減、実質単年度収支は4年連続赤字、経常収支比率は上昇傾向、地方債現在高はやや減少で、公債費比率と公債費負担比率及び財政力指数はやや改善、一方で実質公債費比率は上昇の状態と見ておりますが、町長は、どのように見ておられるかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 決算状況カード公表されておりますが、当町の標準財政規模、これは平成27年度なのですが、28億2,500万円だったのに対しまして、平成30年度は24億8,200万円ということで、3億4,300万円縮小しているということでございます。これは普通地方交付税と臨時財政対策債が、著しく減少していることによるものであります。地方税収入、これは平成27年度と比較しますと、3,000万円ほど伸びておりますが、歳入全体に占める割合は依然と低く、地方交付税に依存せざるを得ない財政運営ということになっております。経常収支比率、平成27年度、28年度と70%台で推移していましたが、平成29年度は74.7%、平成30年度78.7%、急激に高くなってきております。この急激に高くなる原因として、第一に考えられるのは、経常経費の伸びというよりは、普通地方交付税と臨時財政対策債が著しく減少していることにあると、そのように思っております。ただ、このまま財政の硬直化が進みますと、政策的な事業が思うように推進できなくなることを危惧しております。地方債現在高は、微減という状況ではありますが、今後の事業展開次第では、増加することも否定はできません。公債費については、今後の借入額次第で償還額のピークは変化していきます。公債費比率は、平成27年度に比べ1.7増加していますが、やはり標準財政規模の縮小による影響と、そのように考えられると思っております。公債費負担比率は、平成27年度から0.5%減少しておりますが、財政運営の上の警戒ライン15%を超えており、注視していかなければならないと、そのように思っております。財政力指数は、毎年0.1ポイント増加していますが、自立できる1.0まではほど遠い数値であると、そのように認識をしているところであります。実質の公債費比率は、平成27年度6.6%でありましたのが、平成30年度は8.2%と伸びております。つまりこの指標でも財政の硬直化が進んでいることを示しているのではないのかなと、そのように思っています。この数値が18%を超えると、地方債を発行するときの国の許可が必要ということになってくるところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 当町財政を厳しい状況にしている要因といたしましては、ただいま町長がお話ししておりました。申し上げるまでもなく、普通地方交付税交付額及び臨時財政対策債の減少ということでもあります。それに加えまして、一般会計においては繰出金の増大ということになるかと思うわけでありまして、平成30年度の決算における繰出額、これは前年度比で3,693万8,000円多い4億5,580万8,000円になっておりますが、町財政の改革としましては、入るを量りて出ざるを制すということに尽きると思います。非常に難しい内容になるわけでありまして、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、極端な財政出動や歳出抑制を極力抑えて、歳出の平準化に努めていかなければならないと、そのように思っております。あわせて各種事業の見直しを進めていく必要もあると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきましたが、一般会計からの繰出金につきまして、具体的に2点ほどお伺いします。

特別会計は、総じて一般会計に依存度が高いわけではありますが、そのうち財政対策分を前年度と比較してみますと、国保事業勘定が1,468万9,000円減少の一方で、直診施設勘定では1,731万9,000円増加しております。これをどのように分析されているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国保会計におきましては、医療費に対する町の義務的負担分を繰り出しておりまして、基本的には財政対策分としての繰出金については、北海道が財政主体となりました平成30年度からは支出しておりません。今後についても生活習慣病予防、また疾病の早期発見、早期治療など保健指導に力を入れ、町民の健康の向上が医療費の抑制につながり、国保の健全な運営につながっていくと、そのように考えております。

また、直診会計におきましては、平成30年度決算では、財政対策分として1億6,071万9,000円の繰り出しを行っており、そのうち普通交付税・特別交付税を合わせて6,767万1,000円の財政措置がされております。町内の唯一の医療機関として、医師2名体制及び有床診療体制の確保により、町民の皆さんが安心して暮らせる医療体制を確保できていると、そのように考えております。

しかしながら、今後の財政状況、人口の推移を鑑み、医療体制の最適化について、皆さんと考えていく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 歳出における繰出金の多さに加えまして、財政援助団体等に係る負担金補助及び交付金の見直し、これは今後、避けられないことと思っております。一般財源を充てなければならぬものが多くあるわけでありまして、限られた財源の中ですら、予算の編成においては選択と集中、これが必要になってくると考えております。

そのような中で今年度、地元雇用促進事業の助成額単価が引き下げられたことは、一つの英断だったと、私は思っております。以前に行政評価の仕組みについてお伺いした経緯がありますが、当町には、そのようなものはふさわしくないということでありました。しかし、現在の状況というか、庁舎の中の執行体制の状況であれば、少なくとも庁舎内の連携のもとに議論はできるのではないかと考えておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 財政援助団体等の補助・交付金につきましては、事業の必要性、また妥当性について、常に意識しながら進めております。このことについては、以前より予算編成会議で職員に話ししておりますが、行政だけでまちづくりを進めていくのは厳しい時代で、各団体などの皆様と協力していく中で、補助金・交付金については不可欠なものとしつつ、長年続いているものなど、改めてチェックしていく体制についても考えていかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの質問、繰り返しになりますが、行政評価の仕組み、これは私はやっぱりこれから町長の当然独断ではありませんが、町長の判断で施策の選択と集中をしていくというのは、非常に難しい面があると思います。行政評価の仕組みを入れて、客観的な評価を加えることで、合理性の高い選択と集中の施策の展開ができるのではないかと、私は思っております。そういう面で、後ほどまたこのことには触れますが、形は行政評価の組織をつくらないまでも、庁舎内で対応できる部分もあるのではないかと思っておりますので、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 前回もそういうお話がありましたし、時も流れて行政評価等、議員おっしゃることも含めて真剣に考えていかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは質問を続けます。公債費につきましては、先ほども御答弁の中でありましたが、ことしの9月の議会で質問した際に、公債費の今後の推移を予測されておりました。令和3年度に償還額のピークを迎え、その後は減少していくシミュレーションが示されておりましたが、今後、バイオガスの整備や公共施設等の維持に係る大規模修繕を控えております。予断を許さない状況にあるものと思っております。このように固定的経費となり得る公債費につきましては、財政の硬直化に直結するものでありますから、たとえ過疎対策事業債の借り入れで、実質3割程度の負担といえども、一層計画的な歳入歳出管理が必要になるものと考えておりますが、いかがお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 公債費につきましては、以前にもお話しはしておりましたが、議員おっしゃるように、起債の借り入れによりまして今後の償還額への影響につきましては、施設整備等の状況にもよりますが、基本的には過疎債など財政措置の有利な起債を活用して、財政負担をできるだけ抑えと。また、投資的な経費につきましては、基金を活用しつつも地方債の活用により、世代間の負担格差を少なくしていく必要があると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一方で歳入の状況を見てみますと、普通地方交付税の占める割合が圧倒的で、税金においては、今年度から森林環境譲与税の交付が加わった程度で、大きな増収は望めません。特に、町税収入の大きな望みは期待できませんし、仮に伸びたとしても現行では75%の基準税率が設定されてはいるものの、基準財政収入額として控除されると思いますので、インセンティブの働かない仕組みになっております。

現況としては、町が通常水準の行政サービスを提供する上で、必要な一般財源の目安となる標準財政規模、これは先ほど町長がお話されておりましたが、平成26年度と平成30年度を比べましたら、4億円程度減っているということで減少傾向にあります。地方交付税については、国は歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を、基準財政需要額の算定に反映させるトップランナー方式を推進するとしております。

トップランナー方式といいますが、何か特別な算定方法が定められたのではありませんが、これは地方交付税算定のための基準財政需要額の計算過程における単位費用を抑制するものでありまして、既に平成28年度から順次導入されているようでありませぬ。地方行政サービスに係る調査、これは毎年度行われているわけですが、これによって把握することとしております地方団体の業務改革のうち、国が定めております単位費用に計上される23業務の全てについて、トップランナー方式の検討対象になっているということでありませぬ。ただ、案内、受付などの9業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の市町村では、経費水準が下がらないように算定するとなっております。

このトップランナー方式につきましては、当町の地方交付税の算定に既に反映されていると、そのように理解してよいのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、平成28年度から普通交付税算定に、このトップランナー方式が取り入れられました。16の業務において民間委託を実施していることを前提に、単位費用が設定されております。陸別町における影響額につきましては、単位費用から試算すると、約1,800万円程度となります。国としては、今後もトップランナー方式を推進するとしておりますが、極めて小規模な自治体である当町の状況と照らし合わせて、民間にお願いできる業務などを慎重に見きわめて、基本的には住民生活の安心・安全を前提として、民間委託等を実施していきたいと、そのように考えております。

御存じとは思いますが、トップランナー方式で示されている業務を取り組むことによって、そのことへのインセンティブとして交付税がふえると、増となるということではございません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま町長がおっしゃっていましたように、このインセンティブは努力したから地方交付税がふえると、そういうものではないというのが国の考え方ということで、また、後ほども述べさせていただきますが、そういう中で現行の基準財政需要額の算定において1,800万円という、どちらかというと言いますと影響は薄いということではありますが、そういうことであれば先ほど申し上げましたように、ここ4年ぐらいで4億円ほど地方交付税の交付額、それから臨時財政対策債合わせたものが減っているわけではありますが、これは一体何が要因というふうにお考えか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） リーマンショックによる経済・雇用の悪化に対応するために、平成21年度から措置されておりました地域経済雇用対策費が、段階的に引き下げられまして、平成29年度に完全に廃止されたことが大きな要因として上げられます。また、平成16年度に建設した保健センター、診療所の起債の償還が平成29年度に終了したことが、普通交付税の減額に影響していると思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど、トップランナー方式による影響がどちらかというと言いますと薄いというふうに申し上げましたが、確かにこれ毎年度、国が予算策定の際につくるのですが、国の地方財政計画これを見ましても、地方交付税総額に占めるトップランナー方式による影響は、年に500億円程度と言われておりますので、どちらかというと言いますと16兆とか17兆の地方財政でありますから、国のほうの交付金の額でありますから、無視できる程度のものであると思うわけでもあります。

ただいまの平成26年から平成27年にかけてそれ以降、数億円ものの減少になっている地方交付税、それから臨時財政対策債はそれに附随するものでありますが、その分析が示されておりましたので、この部分は私どもも理解させていただいたところであります。

続きまして、トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容が公表されておりますが、当町が国に報告しております、地方行政サービス改革の取り組み状況等の調査票に基づいて経費水準の改善額を見ますと、本庁舎の清掃、一般ごみ収集、学校用務員事務などは、既に民間委託されていると思っております。そのようなことから、この基準財政需要額の算定に影響のある業務で、今後、さらに委託が検討される業務があるのか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これまでに民間委託が可能な業務については、ごみ処理委託、庁舎の夜間警備など積極的に進めており、現時点ではトップランナー方式に取り入れられている業務において、新たに民間委託により効率化できる業務はないと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 続きます。公共サービスの提供、これは必ずしも行政機関のみではないという認識が定着しつつあります。公共サービスの担い手の多様化を推進することが必要とされております。地方財政が膨大な長期債務を抱える中、人口減少、高齢化、社会保障費の増大等による財政状況のさらなる悪化を回避するため、公共サービス改革が求められております。

基準財政需要額の見直し内容には、経費水準の改定額が記載されておりますが、算定基礎となる業務改革として、需要額の大幅な減額が想定されております。例えば、今、創立を進めております官民連携組織の業務として、指定管理者制度による公共施設の管理も含まれていたと思いますが、これによって町財政の改革が期待できるものなのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この官民連携の新会社において、収益向上のために検討することを考えられる公共施設の指定管理者制度で、これは地方交付税の算定で考えられている民間委託の業種に入っておりませんので、直接、町の財政改革につながるということではありません。なお、官民連携の新会社が既存3会社の事業を引き継ぎまして、新たな展開を図る上で収益向上と、あわせて町費の支出削減の可能性があると考えられます。

また、この会社が事務事業を集約し、職員の負担軽減が図られるということで、結果として、財政負担の軽減に寄与することも考えられますが、大きな財政改革につながるかどうかは、今後の事業展開に期待していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 官民連携組織の今後に期待するのは、私どもも同じなのですが、この官民連携組織が地方交付税の交付額にプラスの影響にならないということであれば、なお一層、この官民連携組織を組織する目的の大きな部分を行政のスリム化ということに、我々は期待するわけであります。

当然に、公共施設等の縮減は、避けて通ることができないわけでありまして、このことは学校教育にも関係することでありまして、今年度から取り組まれております小中一貫校の内容にも影響を及ぼすものであり、また、ただいまお伺いしました官民連携組織の業務内容についても、経営戦略として既に想定されているものと思っております。

町財政の改革としては、総体的な人件費の抑制、経常経費の見直し、業務執行体制の見直しなどを考えなければなりません。人件費の抑制には、人員の数と給与水準が関係するもので、これは行政サービスに直結するものでありますから、町民の立場でもしっかりと認識してもらわなければならないことでもありますし、経常経費の削減においてもさきに申し上げましたとおり、公共施設及びインフラ資産の総量の縮減が必要になります。業務執行体制の見直しとしては、まさに官民連携組織の創立の目的とされる先

ほども申し上げましたが、行政のスリム化ということになると思います。

行政改革取り組み状況調査結果を見てみますと、当町は平成19年からの5カ年間の計画期間とする、公的資金繰り上げ償還に係る財政健全化計画を策定して以来、行政改革に関する個別、または包括的な計画及び方針等のコンセンサスは、どのように定めておられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今後、予想されます人口減少、また少子高齢化の進行により税収等の自主財源が減少する中、地方交付税の今後の推移についても楽観視できるものではないと、そのように考えております。

また、歳出においては、社会保障費の増、公共施設や道路、上下水道などインフラの整備、更新についても今後、多額の費用が必要となってきます。町民が生涯にわたって住みよさを実感し、常に住み続けたいと感じていただけるまちづくりを進めるためには、町職員や町の皆さんに、町の置かれている財政の状況について明らかにし、いかに最小の経費で最大の効果を上げるかということが重要だと考えております。

町の目指す姿の実現に向け、町財政の根幹であります町税や地方交付税を初めとする歳入予測、並びに各種事業の見直しを長期的な視点で示すことが重要であり、行財政改革を常に念頭に置きつつも個別の計画を策定せずに、今後は、総合計画や総合戦略など町の将来に向けた計画とリンクした形で、財政の状況についてもお示ししていくことは必要かなど、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地方団体の業務の民間委託、それから行政改革の努力、これを持ってきております。定額の交付税配分であれば、効率化の努力によって歳出の抑制につなげることで、その分だけ資金に余裕が生じることとなりますので、実際、地方交付税法に基づき提出された都道府県及び市町村からの意見を見ましても、この定額交付に対する多数の要望が出されている状況にあります。

国がトップランナー方式を順次拡大して、基準財政需要額を実際にかかった経費の額に圧縮していくことになれば、先ほど町長も答弁されておりましたように、このことによって地方交付税がふえるわけでありませぬので、地方団体は財政の効率化を進める動機を失いかねないと言われております。ただ、国も基準財政需要額を下げれば、地方団体が効率化せざるを得なくなると、そのように踏んでいるようであります。

トップランナー方式の導入によって、基準財政需要額が抑制され、マイナスの影響を受ける個別の地方団体の合計の地方交付税配分額が、減少することとなりますので、個別の地方団体としては、さらなる経費節減、効率化の努力が求められるということになります。努力することが削減につながるという、極めて矛盾した仕組みになっております。

さきにも申し上げましたように、このトップランナー方式による地方交付税配分額の

算定は、これも先ほど申しておりましたが、平成28年度から導入されているわけですが、地方団体の財政運営に支障が生じないように、複数年をかけて段階的に反映させるとともに、一部の業務については、小規模団体の経費水準が下がらないよう算定を行うとされておりますが、例えば来年度から施行される会計年度任用職員制度の期末手当の支給等による市町村の財政需要の増加に対する地方財政措置の考えが、既に示されているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和2年度から始まります会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給など給与関係費の増加が見込まれております。現時点では、増加にかかわる財政措置については確定しておりませんが、国として令和2年度の地方財政計画において、必要な経費を見積もるといふ旨の情報も入っておりますので、町の令和2年度当初予算編成に当たりまして、情報収集を進めていきたいと思っております。

ちなみに高市総務大臣は、会計年度任用職員制度の導入でふえる自治体の経費について、地方財政計画にしっかりと計上し、適切な財源を確保すると、そのように強調しておりました。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今、町長が後段でありました、地方財政計画に反映させるという情報もあるということでありましたが、先ほどもこれまでずっと地方交付税が、国の財政計画では減少傾向がずっと続いたのですが、平成31年度についてはたしか0.4%だと思うのですが、若干、国のほうではふやす財源計画になっております。

これも先ほど申し上げましたように、それが結果的に末端の市町村、市区町村には何のプラスの影響もないと、そういう状況になっているということでもありますから、この会計年度任用職員制度による財政需要の補填についても、慎重に見守っていかなければならないのだろうと、私は思っております。

最後に、この質問のまとめになりますが、新たな独自財源の確保が難しい中で、ますます地方交付税の依存度が高まることが推測されます。しかし、その地方交付税につきましても、現行の基準財政需要額算定方式では、交付額が先細りしていくのが避けられないと思います。そのような状況下でありますから、歳出の抑制に努めなければなりません。経常経費の比率が現状でも高い状況の中で、これを削減していくことになれば、日常の住民サービスに直接の影響が及ぶことになり、それが人口の流出にもつながりかねません。

とはいえ、やはり歳入の状況に合わせて歳出を抑制するしか、当面の対処方法がないのでありますから、施策の選択と集中ということになってしまうわけでもあります。これは町行政の取り組みがどうこうというものではなくて、我が国の形が変わらない限り、このよう道を進むしかないわけでもあります。これまで続けてきた施策をやめるといふのは、新たにつくるより難しいと思います。受益者がいる限り、町民の理解が必要になる

からであります。

先ほども行政評価の取り組みに触れましたが、新たな仕組みをつくらなくても、まちづくり推進会議などに諮問するのも一つの方法かと思います。このことにつきましては、これまでもお考えを聞いておりますので、答弁はよろしいかと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（本田 学君） ここで切りますので、1時まで昼食のため休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、午前に引き続き質問を続けさせていただきます。

次の質問に移ります。

次期地方版総合戦略等の策定についてであります。現行の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略は、平成26年11月に地方創生関連2法、まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法を施行して、人口減少の克服と東京一極集中の是正に、国・地方を挙げて取り組んでおります。まち・ひと・しごと創生法におきましては、人口減少対策や地方経済再生に取り組む5カ年間の総合戦略と50年後を見据えた長期ビジョンを定めて、その内容に基づき国から交付金を受けて事業を実施するというもので、計画の初年度には地域消費喚起生活支援型と、地方版総合戦略先行型をあわせた十数件の交付金事業を実施しております。

当町においても、住民の代表や産業界などの団体で構成する陸別町地方版総合戦略検討会を組織して、その議論を踏まえ、平成27年10月に今年度までの5カ年間の期間とする人口ビジョンと、総合戦略を策定しております。この事業は、実施した事業の量ではなく、その結果によって得られた成果について測定する、客観的な成果指標である重要業績評価指標を、PDCAサイクルで分析することとされております。

したがって、次期の人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、現行総合戦略の評価と課題分析を行った上で、取り組む必要があるわけですが、この地方創生事業につきましては、平成27年の計画策定時にお伺いした後、平成29年には中間年の進捗状況、そしてことし3月には現行期間の最終年度を迎えるに当たって、その状況をお聞きしているほか、都度のまちづくりに関する質問の中でもお答えいただいておりますので、きょうはその部分を省きまして、お伺いしたいと思っております。

それでは最初に、国のスケジュールでは、次期地方版総合戦略の策定に係るブロック説明会が終わっていることになっておりますし、地方版総合戦略の策定効果検証のための手引、及び地方人口ビジョンの策定のための手引、これも公表されていると思いますが、当町の計画策定における町民アンケートや関係団体等からの意見聴取などのタイム

スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、平成27年策定の総合戦略の各種事業の検証の準備を行っております。今後、総合戦略検討会において検証を行って、検証結果をもとに、今年度内に次期の総合戦略策定を進めます。現在、策定作業を進めている第6期総合計画との整合性を図りながら、策定作業を進めていくこととしているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） まち・ひと・しごと創生基本方針の2019、これによりますと、国の第2期総合戦略、これは今月には示されるということではありますが、第2期の枠組みとしては、継続を力にして第1期の長期ビジョン及び総合戦略を、より一層充実・強化するとしております。また、地方に対しては、地方版総合戦略の策定に当たっては、経済圏域における取り組みなども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要があるとしております。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019、これによります基本目標であります。現行の基本目標これは四つありまして、安定した雇用の場を創出する、2点目が新しい人の流れをつくる、3点目が結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる、4点目が安心・安全に暮らせる地域をつくると、基本的にこれを継続して拡充するというような内容になっているわけでありまして。

それで2019、第2期に向けた国の方針を見てみますと、例えば1点目の安定した雇用の場を創出するについては、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにすると、これを支える人材を育て生かす、これが1点目であります。2点目、結婚・出産・子育てしやすい環境をつくると、これに対しては地方への新しい人の流れをつくると、地方への企業の本社機能に移転・強化、それから政府関係機関の地方移転、そして関係人口の創出・拡大と、これが2点目であります。3点目、結婚・出産・子育てしやすい環境をつくり、これは第2期では若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくると、そのようになっております。4点目の安心・安全に暮らせる地域をつくるのは、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると、このようにほとんど第1期と変わらない内容となっているわけでありまして。

今後、町の策定に当たっては、国の長期ビジョン及び総合戦略に沿ってということになると思いますが、新年度に向けてもう12月に至っているわけでありましてから、基本目標や重点となる戦略、その構想として検討されていると思いますので、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町の総合戦略は、人口ビジョンにおいて2060年の人口を1,550人を維持するために必要な取り組みを戦略的に進めていくために、雇用の創

出、移住交流の創出、出産・子育ての環境づくり、そして安心・安全な地域づくりに関する四つの基本目標を目標数値に設定して、地方創生の取り組みを進めてきました。この間、毎年度検討会で、事業などの評価検討を行っております。この5年間におきまして、社会情勢が大きく変化しており、特に基本目標1の雇用の創出においては、東京オリンピックや復興事業等により全国的な人手不足が生じており、雇用の創出はできているが、働き手がないなどの新たな問題が発生してきております。

次期の戦略においては、5年間の点検・評価を行い、さらには社会情勢の変化などを反映させた計画が必要だと、そのように考えています。数値目標に上げているものの中には、すぐに結果につながらないものなどがあり、評価は難しい部分もありますが、今後、町の人が住み続けていきたいと思えるまちづくりを進め、行ってみたい、住んでみたい、とのつながり、持続可能な町となるよう皆さんの御意見をいただきながら、次期の総合戦略をつくっていききたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 質問は、以上で終わらせていただきますが、現行の地方人口ビジョンと地方版総合戦略、これは現在、全都道府県及び東京都中央区を除く1,740市区町村で策定されております。東京都中央区につきましても今年度中には、策定を終える予定ということでもありますから、結果として地方団体の全てが、この地方創生の事業に取り組むことになるわけでありまして、地方創生を掲げるのでありますから、その対極にある東京23区までもが対象になっているとは思っておりませんでした。地方交付税の不交付団体は含まれていないと思っております。

政府が、平成27年度から始めた地方創生には、既に8,000億円以上の交付金が投じられております。しかし、東京圏と地方の転出入を均衡させることはおろか、最近では逆に東京集中に拍車がかかる傾向にあります。それで東京の特別区の人口ビジョンと地方版総合戦略の内容が気になりましたので、見てみますと、私どもと同じように人口動向の分析と今後の取り組みの方向性、少子高齢社会への対応などの施策に取り組んでおり、今後の取り組みの方向性としては、誰もが住み続けたいと思える豊かな地域社会を実現するとしていて、少子化による人口減少を社会増で補い、生産年齢人口を維持する施策を掲げております。

当町は、この地方創生事業に限らず、少子高齢化対策や地域内経済の循環を目指す施策に取り組んできており、特に少子化対策においては管内でも有数の内容で、評価されてしかるべきものと思うわけでありまして、寝た子を起こしてしまったのか、全国津々浦々でみんなが同じ思いで取り組むようになって、結果として競争が激化してしまい、地方が地盤沈下する状況は何も変わっていないのではないかと思っております。

人口の東京一極集中の是正が、地方創生の目的の一つになっておりますが、中央省庁の地方移転構想につきましても京都移転が決まった文化庁のみで、消費者庁と総務省がその一部だけ四国などに移転すると、そのような大山鳴動してネズミー匹も出なかった

ような状況になりまして、そのことを含めて国の本気度が疑われることを申し上げまして、私の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 1 2 月定例会における一般質問について、私、いろいろ通告をしておりますが、町部局では、これに対してお答えを準備されておりますので、期待的には前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

総体的に 1 点なのですけれども、いろいろ細かい面も質問しております。通告しておりますので、よろしく申し上げます。

今回の一般質問については、昨日、第 6 期総合計画の素案について渡された中での話になろうかと思っておりますので、6 期計画の整備計画の取り組みについてということで話いたします。これは何かというと、小さい質問をしている中での公共施設の整備及び更新などについては、やはり一遍にやるわけにもいかないという、取り組むわけにいかないということで、優先順位を決めて計画的に対応していくことがいいのではないかということの意味合いで、総合計画に織り込んでほしいという希望でございますので、よろしくお願いたします。

総合計画を昨日渡されて、徹夜ではないけれども、ずっと見させてもらいました。今回の質問とあわせて取り上げておりますので、よろしく申し上げます。

まず第 1 には、タウンホールの音響設備を更新する考えは。

このことについては昨年度の 3 月の定例議会で、本田議員がこのことについて取り上げて話をしております。いわゆる非常に老朽化して、音が相当悪い状況なので、設備を更新しては、あるいは更新するとすれば多額にかかるので、リースはという質問をされております。そういう中で、総合計画の中に具体的に上げられておりますので、このことについては町長も御存じだと思っておりますけれども、第 3 部の 5 の芸術文化活動の推進の中に、6 1 ページの中に書かれております。タウンホールの建設から 3 0 年を経過し、ホールの器材の劣化が進んでいる状況ですと、具体的に計画の中にもありますので、これを各公共施設、総合計画の中でも相当劣化しているという、これだけではない形でも取り上げておりますので、このタウンホールの音響設備を更新することは、近々の課題だというか、早急だと思うのですね。

私も、タウンホールで行われるイベント等について、いろいろな催し物をまた聞かせていただいておりますけれども、途中でやっているときに音源が飛んだり、あるいはとまってみたりするというか、そういう症状が出ております。そういった中で、実際に演出している人たちが非常に苦勞していると、それを見ている町民の方々も非常にがっかりすると、そういう状況がありますので、タウンホールは文化の発祥の場所でもありますので、早急にこれは、先ほど優先順位というのですけれども、トップになるのではな

いかと思うので、その辺について、過去の3月の定例会以後について、どういうふうに取り組んできたのかについて、これは教育長関係のものなので、教育長にその考え方、今までの対策等についてお伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） タウンホールの音響設備の更新はということでもありますけれども、まず一つは、この部分について優先順位につきましては、全て町全体の中でのすり合わせを全てしているわけではありません。タウンホールの維持管理につきましては、課題があります。維持管理には、今回、音響設備ということで取り上げていただいておりますけれども、そのほか照明設備、それから移動観覧席、つり物ということで、この四つの設備が大きいものだというふうに思っております。

この4項目とも毎年とか、2年に1度定期点検を行って、必要に応じて部品交換をしながら使用しているところでもありますけれども、全体として今お話ししたとおり、30年以上が経過しているため、経年劣化等によるふぐあいは生じているところでもあります。特に、御指摘のあったとおり、音響設備が最も目立った形で、ふぐあいを生じさせているところでもあります。

音響設備につきましては、調整室内にある音響卓であるとか、アンプ等の経年劣化が目立ち、音響操作に影響が出ているというのが事実であります。また、ワイヤレスマイクについても、ホール内の無線アンテナが2022年までに電波法の改正によって、同じ周波数での交信が不可能ということになっております。現在、使用しているアナログの操作卓は製造していないため、デジタルの操作卓への更新が必要となってきます。この更新時には、アンプ等も含めた音響システム全体の更新が必要だというふうに今考えております。

しかし、音響設備をデジタル波に更新した際には、ブレイカー設備だとか、そのほかの設備があって、照明操作卓についても同時にやる必要があるというような、業者からの指摘を受けているところでもありますので、音響設備更新には照明設備更新も伴うというふうに、今現在は考えております。

設備更新の考え方と優先順位の関係でありますけれども、設備更新の考え方につきましては、今の設備を設備していただきました業者に今の見積もりを、今現在見積もりをいただいているところでもあります。これによりますと、音響設備だけで今6,396万円という見積もりをいただいております。それに照明設備の改修だけで1億3,389万円ということで、合わせますと、約2億弱の見積もりの額ということになっております。

ただ、この見積もりは、竣工当時のホール機能を維持した場合の更新額であるということでもありますので、当時のホール使用状況と比較すると、例えば今の婚式等というのは、挙式ですね、ほとんど今ないような状態でもありますので、今のタウンホールが同じ水準のホール機能を維持する必要があるかどうか、今後、議論が必要であるというふうに考えております。

このため当初のホール機能の水準を維持する必要性は、若干低いということを考えておりますので、今後は今より機能を落とした音響・照明更新が可能かどうか、調整をしていく必要があるというふうに考えております。時期的には2022年の電波法の周波数の更新が不可能となる時期までには、ホール設備の更新を計画推進を進めていきたいというふうには、こちらでは考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 前段でも言いましたように、このことについては、タウンホールの機能として今4系統ほどあるということだったのですけれども、ことしの3月からほかの議員が取り上げて、この間においての催し物も常に行われている中で、早急に取り上げなければならないと。ただし、今、教育長が言いましたように、一遍にいろいろ、今言った照明も含めて考えなければならないということを言っていますけれども、今まで結局そういうメンテをきちっとされてきていない中で、30年もたった中での一挙に更新するということは不可能だと思うのですね、今言ったように財政的、あるいは見積もりも含めると2億円だと。とてもではないけれどもとなるけれども、一つずつ、例えば音響なら音響と、照明は照明と、年次計画でもきちっと立てた上でやるのがベストだと思うのですね。

さっきの議員が言ったように、そういうお金をかける場合において、大変であればリースはどうなのかという質問をしているのですけれども、その辺については検討されましたか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 音響の関係で言えば、例えば全ての更新をすると何千万円がかかるということでありましてけれども、実は最低限、ワイヤレスマイクの部分については、今、3台中2台がちょっと使用ができないというところで、コードつきを使いながらやっているという状況でありますけれども、新年度予算では、ワイヤレスマイクの2台分はこれから要望していきたいと、この金額についても20万円弱だというような押さえで考えております。今後、タウンホールとしての機能があるわけですが、施設として高水準の機能を用いた今後舞台だとかそういうものについては、やっぱり整備ができるまでは簡単にタウンホール管理側としては、逆に受け入れない形の中で今ある設備の中で、やれるものを受け入れてやるべきかなというふうに考えております。

それから、音響設備につきましては、先ほどリースのお話もありましたけれども、今現在、ふるさと劇場等で講演等に来ていただいている団体につきましては、特にプロ集団の方が多いいところでもありますので、タウンホールのアナログの設備を見て、こんなに古いのを使っているのだと驚かれるぐらいなものですけれども、実はそういうプロ集団の方が来られるときについては、基本的には自分の音響設備を持ち込んでやっているということでもありますので、そういう高い水準の舞台については、それぞれ各団体

が持ち込んでやるということでありますので、そういうことが見込まれるのであれば、当初からずっと高い水準の設備をタウンホールとして、機能を満たさなくてもいいのではないかとこのところも考えられるので、その辺は費用対効果も含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、また反論するわけでないけれども、教育長、費用対効果って、音源が飛んだり、音が出なくなったといたら、これは全然だめですよ。基本的にグレード的には低くても、そういうようなことの症状が起きない形のを整備していかないと、何のための文化発祥地なのかなと思いますので、一遍に直そうとすれば今言ったような形になるけれども、随時計画的にそういうものを取り組んでいくと。プロ集団が来たときには自分たちで持ち込み、今、わかったわけなのですけれども、PAというのですか、そういう人たちが来てやるのだという話も聞いておりますけれども、それでも音源がうまく出なかったりということが、なってくる可能性があることも聞いておりますので、最低限度でもという言い方はならないですけれども、今の症状はやっぱり早急に取り組んで、教育長が言ったように、予算的なものも来年度に向けてということもありますので、最低限度使える方法をしたほうがいいのではないかと思うけれども、後でまた立派にするときに、それが二重手間になるというおそれもあるから、いろいろうちよしていると思うのだけれども、とにかく基本的に音の出るような形をとってほしいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今後の更新については、時期等はまだ未定でありますけれども、ふぐあいを生じないように、なるべくこちらとしては早急に要望していきたいということと、音響設備等につきましても財源等も含めて、予算的なものがありますので、そこは十分通常利用されている方に不便のないような形の中で検討・協議していきながら、年次的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） やはり聞きに来たというか、参加したりしている人たちに不自由をさせない形というのは、最低限度でもきちっとしていかないと、僕もこういうことについては町民の方から話を聞きましたので、僕も実際にそこへ参加して聞いているわけで、こういうことがあるので、早急に解決する方法を財源云々というよりも、しなければならぬものはしなければならぬということを、きちっと考えて取り組んでほしいと思います。

次に、町民プールの建てかえ、または改修計画について。

これはさきの6月定例会のときに、中村議員が質問しているわけなのですけれども、総合計画の中でも具体的に59ページですか、それに取り上げられておりますので、中

村議員がいろいろ、37年もたったプールが老朽化していると。計画の中にも公共施設等の老朽化が目立つということも具体的に書かれて、先ほどのタウンホールの機材についても書かれておりますので、僕はさきの議員とちょっと真逆になるかもしれませんが、きちっとこういうものを、住民サービス・費用対効果を考えるということもあるけれども、取り組んで完全に劣化して使い物にならなくなってからやるのではなくて、随時そういうものをメンテ・補修をやりながら使うということが、より計画的でお金の使い道も有効だと思うので、プールについても雨漏りもする、あるいは子供たちが利用する場合において、夏場しか使えないプールではあるけれども、それも中村議員の質問にもありますように、遮光性が悪くなって温度も上がらないと。そういう中では計画的に、これは先ほどの音響と違ってかなり建てかえとなれば、高額な形になろうと思うのですけれども、その辺についての計画見通しというのは、どういうふうに教育長としてとらえておりますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 御質問の内容といたしましては、町民プールということでありまして、今、現在の教育委員会が所管しているスポーツ施設は、どれも開設して30年以上の経過の施設が、主体を占めているというような現状であります。これが施設の維持管理、それから計画的な修繕、改築等については、より町民に御不便をかけないように進めていかなければならないというふうには、十分承知をしているところであります。

具体的に施設の改修等を上げれば、昔は総合体育館構想もあったわけですが、そういう町内スポーツ施設の充実でありますとか、今、御質問のありましたプール、それから野外活動施設、スケートリンクの移転、テニスコートの全天候型、それから緑町のサッカー場も、ちょっと文教地区から離れている場所にありますので、あれも例えば学校側のそばのところへの設置とか、町民ニーズはさまざまというふうに考えております。いずれもコストの大きい施設改修となるため、こちらについても財政面考慮しながら、住民の合意形成のもとに、計画的に進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、最終的に計画的ということをお断りされたので、それを期待したいのですが、今、教育長が言われましたように、いろいろスポーツ施設等、あるいは文化的な公民館とか図書館、そういうものも含めてきちっと計画的に取り組んでいかないと、どうしようもなくなってから一遍にやるというわけにいかないということで、だんだん町民の方、先ほどの議員の質問したように、住民サービスを低下していくようでは、やっぱり陸別に住むという気力がなくなる可能性もあるので、計画的に、アバウトでもいいというわけにもいかないけれども、少なくとも何年内にはつくるとか、あるいは財源については例えばプールをつくるとすれば、僕はわからないけれど

も、億単位だと思うのですよね。そうなれば、やはりそういう公共施設、プールについてというか、町民プールとかそういうものについての基金を先に、目的基金というのですか、そういうものを積み上げていつて何年にはできるという、そういう見通しは立てなければならないと思うのですけれども、そういう考えについてはどうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 来年は令和2年度になるということで、これから新年度予算の策定になるわけですが、今、申しました教育委員会所管施設につきましては、令和2年度中にプールも含めた整備計画を策定していき、協議・検討を進めていき、それぞれの施設の一定程度の方向性は出していきたいというふうに考えております。

なお、管内的にもやや同規模レベルのプールで、既に平成28年度に建設しているところの総事業費で言うと、大体プール、約5億円ぐらいがかかっているということでありまして、教育委員会といたしましては、プールについては今述べられた施設の中で、最優先で検討すべき施設だというふうには考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） やはり行政の進め方として、簡単に言えば海辺というか、普通自然体で泳げる水泳の練習をすとかという場所でもないの、やっぱりこういう山間部の中で、当然、青少年の健全な育成をするため、あるいは子供たちにそういうスポーツを、水泳の通じたスポーツをすることは、きちっと整備していかなければならないということを考えて、今、言った5億円というのは一遍に出でこないと思うので、計画的に積み立てる、そういう方向も織り込んだ中での計画を立てていただくことを望んでいきたいと思っております。

そういうことを申し上げておいて、次の問題に行きたいと思っております。

中斗満郷土資料館の屋根及び塗装の整備についてということなのですが、教育長も当然現地へ行って、旧学校跡地の郷土資料館なので、見ていると思うのですけれども、もともと古い校舎を利用した郷土資料館なのですが、屋根の塗装がかなり傷んでいると思うので、これもきちっとするときにはしないと、大改修みたいになってしまうので、その辺の計画は。これは基金を、先ほど言ったプールとは違った形だと思うのですが、そういう財政的に町長部局のほうとも相談してやってもえませんか。

屋根も一部、トタンが剥がれているところもあるというふうに見てはおりますけれども、あるいは今後の質問の中にあるところの、いわゆる郷土資料館の周辺の整備も含めた中での考え方、ひとつお答え願いたいと思うのですが、どうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今現在、旧中斗満小学校の校舎を借りて、郷土資料室ということで収蔵展示を行っております。当初は、もともと違う場所にあった郷土の収蔵物を最終的には、旧中斗満小学校の場所があいているということで、そこに移転をしております。

ました。当時はただ置いてあるだけということで、今、担当の者がほかの業務をやりながら収蔵して、何とか展示までこぎ着けているというのが今の現状です。

ただ、場所的にも管理的にも含めて、常時開設するというわけにはいきませんので、今現在は年間の中で、例えば、ことぶき大学だとか、学校の授業等だとか、求められたときに常時担当が行って説明をしながらということで、年数回ぐらいの規模で少しずつ郷土資料を周知していきたいというふうに考えております。

今現在、校舎全体については、今、町の総務課のほうで施設を所管しているということになりますけれども、今現在、施設の中については、雨漏りが一部廊下部分で見受けられるところでありまして、教室部分についての雨漏り等は今のところありませんので、特に教育費として、その部分の改修を要望していくという予定はないのですけれども、今後、町側のほうで旧中斗満小学校跡の校舎の今後の改修なのか、使い方によってこちらもそれに合わせていった中で、郷土資料室として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の教育長のほうからも話があったのですが、旧中斗満小学校、これ平成9年に閉校しまして、建物の一部を中斗満福祉館として利用しておりました。平成23年度には、中斗満福祉館としての用途を廃止した後、建物の一部、教室の廊下と屋根を改修して、郷土資料の倉庫並びに書庫として活用してきております。郷土資料につきましては、ただ雑然と倉庫に収納するのではなくて、そのまま見学が可能な収蔵展示、そういう型式をとっております。

したがって、旧中斗満小学校校舎の建物自体は、郷土資料館という位置づけには現状しておりません。先ほど、教育長のほうからも話があったように、中斗満郷土資料室というふうになっています。しかしながら、現在の建物は昭和30年代に建てられたものでありまして、老朽化が進んでいるという認識は、私どもも持っております。今後、公共施設の総合的な営繕計画の中で、長寿命化のために必要な改修を行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 教育長と町長からもお答えをいただいたのですが、総合計画の63ページに文化財保護の推進ということで書かれている文面の中にも、今、言った旧中斗満小学校の郷土資料室とも資料館とも書いていないのですが、町民の見学等を積極的に実施し、郷土活用の一つとして位置づけるということについては、大事な施設だと思うのです。そういった意味で、僕も何年前、議員のときに資料館というのかな、立派なという言い方も含めたけれども、陸別の場合、今、お答えをいただいている中で郷土のいわゆる中斗満に置かれている物と、それから公民館にも一部資料室みたいのがあって、それから駅のところにも関寛斉の資料館があるとか、点在

しているので建てかえる考えとすれば、壮大的なプランになろうかと思うけれども、そういう資料館のという館になるような形は、今後、考えなければならないのではないかなと思うので、とりあえず屋根の補修をして、今、教育長が言ったように、雨漏りするという事はトタンの劣化だと思うのですよね。そういった意味も含めて、いわゆる持ちこたえられるだけ持っていくという、最終的にはまとめた資料館をつくる計画も僕は大事だと思うので、とりあず今のところ営繕を修理しながら、資料室として維持できるような方向というのは、総合計画にのせることではないかもしれませんが、先ほどの計画は総合計画にのせて、小さい補修については随時やっていってほしいと思うのですけれども、その辺の分け方でやっていってもらえませんか、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その維持というか、修繕の内容をよくよく検討して判断していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） よろしくお願ひいたします。

4番目、イベントセンターの音響設備の改善について（スピーカーの増設等）ということについて。

これも私も例えば、しばれなんかに参加させて、参加というか、見させていただいておりますけれども、見ている人たちからそういう声が聞こえたので、取り上げてみたのです。というのはだんだんイベント、全国的にしばれフェスティバルということで、承知されてきている中で多くの人たちが、来場者というのか、来てくれる人たちが多くなってきた。そういった中で、ことしの2月に行われた、しばれフェスティバルでは、売店が今までステージの前あたりというか、前のほうにいたけれども、後ろのほうに置いて、中に来客というか、観覧者がというか、観客が来ていろいろ聞いている中で、音が後ろのほうで、いわゆる売店の近くの人たちは聞こえないというか、ステージは遠くで、見る見ないは別としても、音だけでも聞こえたらいいのにねという話がありました。

そういった意味で、今どき、先ほどのタウンホールの音響設備ではないけれども、コードレススピーカー等を設置して、そして会場全体が催し物にみんなが満喫できるような仕組みが必要でないかということで、今回取り上げました。参考までに、私、音更の十勝川で行われております「彩凜華・さいりんか」というところのイベントも見てきたのですけれども、あれは音によって光が反応するという、それはやっぱりあれだけの広い会場の中で音響というか、スピーカーの能力もあると思うのですけれども、そういった意味で非常に盛り上がる的に音があるというそういう意味も込めて、陸別も、しばれフェスティバルも全国的になってきたな中での盛り上げを含めるために、スピーカーの増設というのですか、そういったものの音響効果を出してほしいのですけれども、どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） イベントセンターにつきましては、野外ステージにもともとの音響設備というのは常設はしておりません。イベントごとに、各実行委員会が必要な機材、それを準備して行っているというのが現実であります。また、野外ステージは、現在は年間3回程度の利用となっています。しばれロックフェスティバル、あとオフロードレースの前夜祭、そしてしばれフェスティバルと、そのように3回程度の利用となっております。屋根はついておりますが、屋外となるために音響設備の常設には適さないと、そのように考えておまして、イベントによっても使用する機材や規模が変わってくると、そのようになっております。

一律のものは、議員おっしゃるように設置するというのではなくて、現状のイベントごとでの準備がよいのではないかと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の時代は、何かやるとすればお金のかかることなので、しばれの実行委員会のほうでそういう準備をするぐらいについては、それなりに出費もかさむということになれば、それなりに町のほうも援助できるということの姿勢を示してほしいと思うのですけれども、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そのことについては、十分、私どもも皆様と同じような気持ち持っていますので、いろいろな要望等も来ていますし、できるだけそれに沿ったようなことだというふうには考えておりますが、このことをすぐいまいまやってやるよとか、できますよということには、音響に関してはならないかと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしても盛り上がり、やっている人たちの御苦労の中で陸別を、名前が全国津々浦々まで響いたと、私も理解しています。日本一寒いという、しばれフェスティバルという催しもあるいはオフロードにしても、ロックはまだ認知度が低いけれども、そういうものも含めて、先ほどのタウンホールの形も含めて、音がただ鳴っていればいいというものではないスタイルの中で、少しでも来てくれた人たちが、催し物に対する満足度を上げるために必要なことだと思うので、その辺について。もちろん今言ったように、やる実行委員の人たちと相談の上で少しでも、もし負担があれば、その分について町のほう側も考えて、そんなに多額な金ではないと思うので、ひとつ町長の実行委員の人たちと相談の上でやっていってもらえれば、来た人たちが満足度があると思うので、その辺についてよろしくお願いいたします。

それでは、次に5番目の勲祿別の中間ごみ処理施設の資源ごみのプレスする建物を改善する。

これも現地、私、見てみたのですけれども、総合計画の33ページにもあるように、今、相当何というのですか、分別等を進められていると。資源ごみは相当集まってきて

いるという話の中で、いわゆるその物を圧縮して小さくまとめる、その場所が僕も見ただけですけれども、吹きさらしの、屋根はトタンであるのだけれども、吹きさらしであると。やっている人というか、働いている人たちの環境が悪いということで、少しでも、簡単に言えば小屋と言ったら悪いけれども、そういう施設的に管理してみたらはということを取り上げてみました。

そういった意味で、實際上、町長が見られたかどうかわかりませんが、担当のほうでそういうことを考えて、それに携わっている人たちの働く場所の改善ということを含めて、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどのちょっと私、答えなかったのもちょっと絡むのですが、3回程度の利用ということで、しばれロックフェスティバルは、そんなにまだ知名度がないということでしたが、あの程度のやつでは、今、あっちこっちからあのフェスティバルに出たいという、結構盛り上がっているというのは、追加でちょっと報告させていただきたいなど、そのように思います。ですから、そこら辺も含めて真剣に皆さん、三つとも頑張っていますので、考えていきたいというふうに思っています。

今の御質問、プレス機なのですが、ちゃんと現地に行き、私も写真見せていただきました。現在あるプレス機は、平成6年度に設置したものでありますが、当時より町内の古物商に無償貸与してきているという機械であります。このプレス機の利用につきましては、それぞれの古物商が取り扱う金属類がたまったときに、プレスをして回収業者に直接引き渡しているという実態であります。町内の古物商は、現在、1社のみとなっていました。これまで同様の方法で利用されております。現状では、古物商が利用しやすい状況で使用していると、そのように聞いております。

したがって、建物等の改修等の考えは、私どもは持っておりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） やっている人たちが、そういう気持ちでやられているのでは、いいかなと思う面もあるけれども、僕が見たときに雨降りや風さらしでやっていて、これでは大変だよという話を聞いたので、今、言ったように少なくとも側を囲うだけでも、プレス機の周りね、することが大事だと思っています。働く人たちの働く場所の改善ということでやっていますので、先ほど言ったプールや音響設備の2億円とかという話ではないので、そんなにかからない中で整備できるのではないかなと思いますので、鋭意努力してやってほしいと思います。

町長の考え方は、多分、取り上げてくれるのではないかと、期待しております。

それでは⑥に入るのですけれども、中斗満の高感度地震観測施設周辺の環境整備について。

これは先ほどの中斗満の郷土資料室のとか、旧中斗満学校の周辺の環境も含めて、簡単に言えば、森になってきているということです。今、言った観測所も木が倒れ

かかってきていると、そういった状況を考えたときに、少なくとも木を切っても周辺を整備することによって、先ほど言った資料館だって、あれだけ大きく木が伸びてしまうと、簡単に言えば森の中に資料室があるというそういう感覚もあったり、今、言った地震観測施設も木の下敷きになる可能性もあるので、今のうちに周辺を整備していったほうが、木を除去するだけですから、そんなに金もかからないと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この中斗満の高感度地震観測施設、これは平成12年より防災科学技術研究所が設置しまして、運営をしております。施設の周辺の立木ですが、これも現地を調査してまいりました。将来支障になると思われるものや、一部倒伏しているもの、また、遠くから見たら倒れているように見えるやつもあるのですが、斜めに生えている木やなんかもありますので、町有地であることを確認の上で、伐採等必要な措置をとりたいと、これについては思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） よろしくお願ひいたします。そうすることによって、先ほど言った公共施設等について、支障が出ているものについては早急に取り上げることは、後々そんなに面倒にならないのではないかなと思うので、随時、臨機応変にやっていてほしいと思います。

それでは7番目、最後の関係なのですけれども、上斗満の温泉スタンド施設のさらなる活用方法について何うということ通告しているわけなのですけれども、このことについて私が聞いていたときには、今のスタンドに砂が上がってきて今休んでいるというか、休止しているという話を聞いたので、こういうことを取り上げたのですけれども、担当のほうに言ったら、実際に動いていますよということで、後日で、私、確認に行ったら、一応、電気スイッチを入れると動くということが確認できたのですけれども、温泉の施設を私的な考え方を言わせてもらえれば、今、町のほうで福祉温泉とかいろいろ活用したり、周りの農家の人がお湯を、お湯になってもいいと思うのだ。お湯と言ってもいいと思うのですね、それを利用しているという経過があるけれども、あれを何とか今後、昔の先人のというか、先輩議員たちが温根湯から引っ張ってきても温泉欲しいという、そういう意欲があった中であれを掘り当てたという。場所的な問題とかいろいろあるけれども、あれをうまく活用するために、陸別ふれあい風呂もありますけれども、温泉的な意味合いの中で、民間に無償譲渡というわけにもいかないと思うけれども、希望のある何かあれを使うノウハウのある民間の人たちが名乗り出てくれば譲るとか、そういう方法をとってあの温泉を活用していったらという考え方、私、思っているのですけれども、あれを持っていることによって、町が重荷になるとかならないとかという問題ではなくて、せっかくの温泉源をうまく陸別の町に必要な観光施設というか、観光にもならないかもしれないけれども、健康増進のあの温質もそれなりに、ただ

のお湯ではないので、その辺を利用できるそういう方向づけについての考え方は、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この上斗満の温泉スタンド、これは平成6年12月に開設以来、現在まで25年が経過しております。これまで平成14年度に水中ポンプが故障しまして、以後7年間使用を中止して、平成21年度に水中ポンプの交換などの修繕を行い、利用を再開しました。平成28年2月に温泉水に強い濁りが発生したため、再び休止といたしました。その後、平成28年度に溶湯管の交換と井戸内の清掃を行い、6月から再開しましたが、温泉水の濁りが取れないまま、現在に至っております。

平成22年度からは社会福祉協議会が、温泉宅配ぽかぽか事業を行うなどしていただいておりますが、これも温泉水の濁りのため、現在は使われておりません。温泉の利用は、現在ほとんどなく、月3万円程度の電気代を定期的に支払っているという状況にあります。温泉水のおりとか濁りは原因がわかりませんが、改善ができるかどうかというのわからず、利用もない現状を踏まえまして、この温泉施設は廃止も含めた検討が必要であるのかなど、そのように考えているところであります。

ちなみに温泉の温度も、これも参考のためにちょっと調べたのですが、平成21年1月27日、これは外気温が0.1℃のときに、温泉の温度は35.9度、約36度ありました。それが平成28年5月9日、このときは外気温が21度のときでありましたが、温泉の温度は30.7度、約5、6度の違いですか、それだけ温泉の温度も下がってきているということもあります。

議員おっしゃるように、これから民間にと何か何とかという今お話がありました。これまでそのような声はありませんでしたので、特段の考えは私ども持っておりませんでした。議員の御意見も含めていろいろ検討したいなど、そのように考えるところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） あの場所等について、何か施設等をつくってあの温泉を利用するというものについての集客というのですか、来てくれる人たちというのは、なかなか難儀な面もあろうかと思うけれども、いずれにしても先ほど言ったように、長い間の陸別、ほかの町村で出ているけれども、陸別出ていないという、温泉源を利用した必ず入浴だけではないものもあろうかと思うので、民間のノウハウというのですか、そういうものも含めて、やっぱり町行政であれを押し返していると、なかなか利用の活用というのですか、そういうのも限られると思うので、今、町長が言ったように話をしてみて、うまくそれを利用する人がいれば譲渡してもいいのではないかと。それに対して、新規産業を興す人に対しては町が補助してでもという、そういう一つの見通しを立てながら、あれをうまく活用できる方向づけというのは僕は必要だと思うので、その辺について、町長の決意というか、考え方もう1度お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この先どうするかというのは、まだ、今の話でそういうこともあるのだなということがわかったのですが、ちなみに参考のために、例えば今の温泉スタンドを休止したとしますね。休止したらとしたら、まず、道に届け出を出すことが必要です。そして例えば休止後、数年たってから再開するという場合も、そのときはまた道に申請して再開しなければなりません。ただ、その際に、水中ポンプが地下、凍るところではなくて下に入っていますので、こおりはしないのですが、そのときに果たしてポンプが大丈夫かどうかというのは、それは専門屋も答えられない。心配でポンプを上げておいてやった場合でも、議員もよく御存じだと思いますけれども、機械は使わないと、定期的に使わないといかれるので、水から上げたとしてもその保障はないと。

そして、そうやっていかれた場合に、やっぱりそこら辺全部取りかえてとなると、300万円も400万円もお金がかかるということを、ちょっと前に調べてわかったところであります。ただ、延命、長続きさせるのは月に1回程度動かしていれば、延命はできるということですが、それはわかりきっているので、今の同じような状態になるので、そこら辺も含めましていろいろ考えていきたいなと、そのように思っています。

もし議員が、民間で使いたいところあるよとか何とかというところがあれば、ぜひ紹介していただければ、こっちは聞く耳は持っているつもりでありますので、そんなところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いろいろ私、通告したやつを町長に言ったり、あるいは教育長に話をしてきたわけなのですけれども、いずれにしても陸別の財政上からいって、お金のかかる話をしたら、大変先の議員にも申しわけないけれども、やはり住民サービスという基本を常に進める上で施設、公共性、これは必ずしも今回出されていたものでなくて、いろいろな面で今考えられているバイオマスとか、そういう産業面も含めてお金がかかるけれども、常に攻めの形でいかないと、何となくお金もかかるし大変だしということで萎縮すれば、やっぱり町の継続というのですか、そういう進み、発展までももちろん行かないと思うので、その辺について、やっぱり勇断なる、使うところは使って保守管理もして、施設等を維持していくという姿勢を必要だと思うので、先ほど教育長も財政面ということでは言っていましたけれども、教育には全てどういう場合でも学校給食の無料化とか、そういうのを進める上でも、教育は金のかかることです。金のかかることについて、かかりすぎると国の大臣も言った人もいますが、やっぱり将来の子供とか、あるいはここに住み続ける人たちの住民サービスということでもありますので、お金の形にはもちろん湯水のように使えないことについては十分わかりますけれども、当然、その辺を考えた上で、使うときは、いざということを考えて、使っていく方向を進めていってほしいと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃったように、先ほどの議員は歳入歳出の絡みで、きちっとそこら辺しっかりやっていったらいいよという御意見でしたし、それは全くそのとおりでありますし、また、谷議員おっしゃることもそういうタイミングというのは大事だし、必要なことだなと。将来を見据えてやっておかなければならない、いろいろな事業のタイミングというのはあると思うので、そこら辺はいろいろな面でそれぞれ町民の皆さんの声も聞きながら、しっかりと熟慮をして決断をしていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が言ってくれた答えの中に、住民の声を聞くというのは、これはもちろん単独で町長が出前的に聞くという、そういう姿勢も大事だと思うので、簡単に言えばテーマを決めて、こういうことについて皆さん方どういう考えでいますか、意見を聞かせてくださいという感じも含めて、町民、子供さんも入れると2,400人近くの人たちの声を常に聞きながら、町政を進めていってほしいと思うのですが、そういう町民の声を聞く機会というのをとってもらえるかどうか、最後にお聞きして私の質問終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そのことに関しましては、次の三輪議員の中に御質問が入っていると思いますので、そのときに詳しくお答えしたいなと思いますので、待っていただいてよろしいでしょうか。

以上であります。

○議長（本田 学君） 2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時19分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、私の一般質問を行っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

今回の私の質問としましては、町の教育面につきましての質問と、町及び町民との情報共有についてということを経験として進めていきたいと思っております。

まず、教育面について質問していきたいと思っております。テーマとしては、子供たちの多様性に向き合う教育についてということで書かせていただきました。

振り返ってみると、自分が子供のころ、小学校・中学校通っていた時には、先ほどもありましたが、斗満のほうの生徒が私たちと一緒に合流して、1クラスでしたが32名とかそのぐらいの人数で、比較的1クラスでも多かった時代に、小学校・中学校を過ごしたかなというふうに思います。もちろんその中でいろいろな友達であって、それぞれ

の個性があったり、自分自身も何も迷惑をかけないような子供であったという自覚はないのですけれども、人数が、生徒の減少があったり、人口が減少したからといって子供たちそれぞれの個性があったり、多様性がこれからも今もですけれども、ずっとあるかなと急に思います。

陸別という小さい町で、こうして小中一貫教育も始まった年ですので、小さな学校だからこそ、そういった子供たちのいろいろなことに向き合う教育の現場があれば、陸別から産まれて育つ子供たちの未来も広がっていくことでしょうし、そういったことを考えることができるのは、自分たち大人、自分たちもいろいろな個性だったり、多様の部分があると思うのですけれども、そういったことが今の陸別の子供たちに向き合う面で、いい影響になっていけばいいなというふうに思います。そういったことをもちろん考えることが、子供たちの未来につながっていくかなということ、また、子供たち1人1人に対してのいろいろなことが柔軟に対応できる教育というの、町の魅力になるかなという思いでの質問とさせていただきますと思います。

一つ、この話を進めていく上でのテーマとなるかもしれませんが、一般的に皆さん、子供たちが受ける授業もちろんその進みぐあいだったり、その授業に対してそれぞれの進みぐあいだったり、学ぶ状況・環境とかも違うと思うのですけれども、一つの面で特別支援という形の話にもつながると思うのですけれども、いろいろな子供たち、1人1人学ぶ状況が違うようなそういう子供たちの状況について、教育のあり方であったり、そういう子供たちへの向き合い方を教育委員会としてどのような考えを持っているか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 教育委員会が所管しておりますのが、小学校・中学校ということで、今は各1校ずつということで、小中一貫ということで取り進めをしているところであります。ただ、児童・生徒につきましては、それぞれいろいろな当然個性があるというような状況ですけれども、個性の中にも多様性についてさまざまな種類だとか、観点があることから、小学校も中学校も特別な配慮が必要な児童・生徒というのは、当然いるという状況であります。

この特別な配慮を必要とする児童・生徒について、通常で言いますと、普通学級と特別支援学級在籍生徒がいます。特別支援学級在籍児童・生徒、それから普通学級でも学習内容につまずきがある児童・生徒も当然いるわけでありまして、今現在、特別支援学級在籍につきましては、小学校につきましては、知的障害、肢体不自由、言語障害、情緒障害の4種別になっております。中学校におきましては、知的障害、言語障害、情緒障害と3種別の在籍となっております。

それらにつきましては、当然、その障害だとかその内容・理由はわかっているので、その指導につきましては個別に、個別の担任がついて個別の授業を行ったり、交流学級での地域授業だとか、それから特別支援補助員による授業サポート等を行って、支援を

しているという状況であります。

それから、特別支援学級に在籍していない生徒も当然、通常の普通学級に在籍している児童・生徒がいるわけでありませけれども、これらについては、基本的には医師等の診断を受けているというような状況ではありませんので、当然、これは状況に応じては個別に教職員の判断によって、指導しているということでもありますので、例えば教科ごとで、どうしてもつまずきが見られるという児童・生徒につきましては、習熟度別ということで、特に中学校には多いのですけれども、若干、理解の早いグループとちょっと遅いグループを分けるだとか、それから教職員を複数をつけて、個別に1人の担任が進めながら、もう1人がちょっと支援を必要とするような児童・生徒につきながら、なるべく皆さんが共通理解のもとに授業が進められるような、サポート体制をとっているというのが今の状況であります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 現在も、そのように習熟度に合わせてという話も聞かれましたし、それぞれの障害に合わせての教育がされているということを確認できましたので、私が質問をこういうふうに上げた趣旨としました、それぞれに適した教育が今の現場であるということ、これからもそのように1人1人に対応できる教育の現場があるということが、本当に一つのテーマだった、陸別の子は陸別で育てるというところにもつながっていくかなと思いますので、引き続き御尽力方よろしくお願ひしたいと思います。

それについての話の続きにもなっていくかと思うのですが、一つ、小中一貫教育が始まったこの段階で、また次年度に向けてということで、学習指導要領の2020年から実際に小学校において、いろいろな部分で改訂がありまして、現在、現場の先生方であったり、教育委員会でも来年度に向けて、どのような教育の現場にしていくかというような議論だったり、協議だったり進めてきていることかと思うのですけれども、一つ、大きな目的として掲げられているのが、子供たちいろいろ出ています生きる力を育むとということか、育てるということを目標にされているというふうに、私のほうでも知り得ました。

もちろん次年度から、各ニュースであったり報道でもありますとおり、小学校においては5、6年生の英語教科の必修化であったり、今まで本当に先生方もどのようにやっていけばいいのかというような議論も悩みもあったかと思うのですけれども、プログラミング教育、そういったものも必修化される中で、こういった小中一貫の陸別の教育が進んでいる、その道中かと思ひます。

その中で、実際に陸別の子供たちの教育に関して、実際に学校の先生方と教育委員会との話し合う協議の場面もたくさんあったかとは思ひのですけれども、現在、先生方が日ごろからそういうふうに連携している中で、現場の子供たちに対しての思いというか、陸別の教育について考えているようなこと、そういったことが知り得ていましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今のお話は、このポツの3点目のほうというような内容でよろしかったでしょうか。

学校と教育現場ということで、日ごろからの連携ということでありますけれども、今、町内では当然所管している小学校・中学校ありますけれども、これ以外に保育所、それから学童保育、それから保健福祉センターにいます専門員の福祉担当と教育委員会、この各関係機関が個別のケースでそれぞれ連携をしているということで、これは子供が産まれて保育所に入って、それから小・中に進んでくるということで、全ての子供たちを小さいところから見守っているというような体制をとっているという状況であります。

例えばでありますけれども、学校の管理職で言うと、月1回定例で校長会議を開催しているだとか、今、言われた各関係機関が集まって年10回、大体夏休み・冬休みを除いた月1回で年10回ですけれども、子供発達支援連絡会というのを開催しております。こちらでは、特に個別の支援が必要な子供たちの情報を持ち寄って、どういうふうに支援をしていくか、見守っていくかというところであります。

特に、小・中学校の先生たちにつきましては、ある程度の年数で転勤していく、転校していくというような状況ですけれども、特に保育所の先生につきましては、小さい月からずっと見守っていますので、小学校でつまずきのある児童がいたときに、やっぱり保育所時代のそういう情報を会議の中でいただいて、個別の支援・サポートに生かしていくというような流れを使っていくというような状況であります。

今、含めました保育所からのですけれども、保小連携連絡会推進会議というのも年3回やりまして、特に保育所から小学校に入学後、最初の二、三週間がとても大切だということでありますので、今はスタートカリキュラムということで、通常の授業ではなくて、保育所時代に遊び学んだものを少し取り入れながら、徐々に学校でなれさせていくというところであります。そういうものもそれぞれ連携とりながら、進めていくという状況でありますので、必要に応じて保育士が小学校に行ったり、逆に小学校の先生が保育所に行ったりとかいうようなこともやっておりますので、小中連携で、小学校・中学校にそれぞれの先生が乗り入れをするだとか、授業を見るだとかということのほかにもそういうこともやりながら、連携をとりながら子供たちの個別の支援を支えているというような教育環境をつくっているという状況で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今、私が話あげたように、小中一貫ということで区切ってしまったのですけれども、そうではなくて保育所から保育所、小学校、産まれてその保育所からずっと、その子供1人1人に対してのサポートがあるという状況が、陸別の教育として上げられるということであり、本当に教育環境としては今後も陸別の自慢

になるような、子供たちが本当にこの町で育ったと、育っていけてよかったというふうに見えるような教育の環境であることを私も望みたいと思いますので、引き続きそのような取り組み、いろいろな連携の中やられていると思うのですけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

実際に、そのような保育所から陸別で学生時代を過ごすことのできる中学校までの期間なのですけれども、そういった部分で話し合いだったり、会議の中で聞こえてくるかどうかわからないのですが、実際に転勤であったりそういうことで、先生かわってしまうかもしれないのですけれども、現在、陸別で教育に当たっている先生方の思いというか、先生が実際に現場についてみて、陸別の教育に対しての満足度というか、それで何か大変な思いをしているというか、そういった部分の声というのは、聞こえてきているでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 教職員におかれましては、学校生活において、授業ですとか、テスト、成績評価、行事、さらには食事や排せつ、友達とのかかわりなど多岐にわたり、一人一人の子供たちと向き合って、毎日懸命に子供達の成長を支えているというのが現状で、大変頑張っていただいているというふうに思っております。

今、議員のほうから、現場の先生方の教育に対する思いはということでありましたけれども、残念ながら私が申し上げることにはなりませんので、ぜひ議員におかれましては、みずから学校現場に行って、先生たちの教育に対する思いを直接受けとめていただいて、当町の教育の推進につなげていただければというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 私自身も転勤があり、ずっと陸別にいられないという先生という立場かもしれませんが、やはりつないだ陸別の子供たちの未来を思って、生徒の指導であったりいろいろなことを教えるに当たって、きっと考えてくれているかと思っておりますので、そういった声も実際に聞きながら、そういった部分で感じたものをこれからも伝えていければなと思っておりますので、その際、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

先ほど、触れました2020年度からプログラミングの教育であったり、そういった実際に教育の現場において、大きな変化があるかと思うのですけれども、そういった部分で一つ言われているのが、ICT教育ということで、自分たちが小学校・中学校のころなんて使うこともなかった。自分は高校生から使い出したのは携帯電話、今の子供たちでいうと、もっと前からなのかもしれませんが、本当にスマートフォンであったりタブレットというのを日常的に感じながら、実際に生活の中でも使いながら過ごしていて、学生期においても十分に利用の理解というのがあるかと思うのですが、そういった部分が大きく授業というか、教育の現場の中にも取り入れられようとする時代になったわけなのですけれども、そういった面で一つ通告の中にありましたが、読み書き障害とい

うことで、いろいろな障害について分類があるというふうにお聞きしましたが、その中でも今いるのか、今後もそういった教育の場面で対応というか、支援しないとイケない場面が出てくるかわかりませんが、一つ先日、私、新聞のほうで確認しまして、そういった部分の対応として、タブレットの利用とかというふうな形も十分に覚えてもらう部分において、意味のあるツールかなというふうに、そういう記事を見る機会がありましたので、そういった面、読み書き障害に対して取り組みであったり、今後、対応する対応方法について何か考えていることがありましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 読み書き障害の取り組みということでありまして、議員の通告の中でLDということで、通常で言いますと学習障害というような言い方をしておりますけれども、この学習障害につきましても、読み書き能力や計算力など、算数機能に関する特異的な発達障害の一つですということでありまして、これらにつきましても、的確な診断であるとか、検査が必要だということ、一人一人の能力に応じた対策が求められるということでありまして、今現在、小・中学校いずれもこういう診断を受けているという児童・生徒がおりませんので、この読み書き障害にかかわる特別な取り組みということをやっているわけでありませぬけれども、ただ、類似してそれに近い個別なケースはあり得るかというふうに思っておりますけれども、それらにつきましても、個別に教職員の判断で行っているというような状況かなというふうに思っております。

今、読み書きに困難がある子の場合ということですが、議員おっしゃるとおり、特に拡大教科書だとか、タブレットだとか、それから音声読み上げソフトを利用したの勉強というのは、その対応には十分生かされるというふうに考えております。また、そういう子供たちにつきましても、周りの刺激に敏感で、集中し続けることができない子の場合、仕切りのある机を用意したり、別室でテストを受けさせるというようなことも必要なかなというふうに思っております。

ICT関係につきましても、きょうもいろいろ議員のほうからお話ありましたけれども、なかなか全て一遍に取り入れるとなると、費用もかかるということでありまして、今、小・中それぞれパソコン教室もありまして、パソコンも整備しておりますので、新たな学習指導要領に向けての展開となりますけれども、小・中学校で今新たな教育課程の編制でありますとか、小中一貫としての取り組みの編制、それから教育研究所の中でも改めて、この小中一貫を含めた教育課程の編制を今作業中であるということでもありますので、ICTにつきましても、有効的な活用が当然できるというふうに思っておりますので、この辺も少しずつ進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そのように、現場のこれからの子供たちに対する教育の面において、本当に考えられて、実際に進んでいる道中だということでお聞きしましたので、引き続き、先ほどの教育長から私に話ありましたとおり、現場の先生たちの声というのも実際に自分で聞いた上で、これらからも伝えることあるかもしれないのですが、そういったものも含めた上で、新しい学校の現場について考えていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、次のテーマで、町と町民との情報共有についてということで上げさせていただきますので、質問に移りたいと思います。

今回、町の情報共有ということでタイトル上げたのですけれども、ちょっと振りかえると、自分が6月の定例会で一つ質問のテーマにした「住民の満足度についてはどうですか」というふうな質問もしたかと思うのですけれども、その際にちょっと上げさせてもらって、結果もそのように告知されているということで、広報りくべつにおける4月のものですね。それに、まちづくりの町民アンケートの結果のほうまとめられているのですけれども、そちらのほうも参考に話を上げてみたいと思いました。

実際に振り返りますと、町民のアンケート配付数、改めて振り返るということではわかっていくかと思うのですけれども、1,000人のうち回収率が約40%だったということ、40.9%だったということで、これはやっぱりこの数字だけ見ると、回収率というか、低いというふうに判断するかもしれないのですが、まちづくりというのは町だけがということではなくて、もちろん私たち町民としても今後、自分が住んでいる町の当事者だという気持ちが大事だと思うので、私自身もそういった気持ちの部分で、本当にこういった部分でこれからの町のことを考えて、それを考えるだけでなく伝えていきたいと思いますので、そういった取り組みについて情報の共有について、これからのまちづくりについてという項目で、そのアンケートちょっと参考にするのですけれども、項目がありましたので、お聞きしたいと思います。

「町民と町との意見交換の機会をふやす」ということで項目がありました。実際に今現在、本当に私がそういったものにちゃんと参加できてなかったり、そういうことを知らなかったとしたら、私自身は申しわけなく思うのですけれども、実際にそういった機会であったり、今後、そういったもので町の考えを町民に伝えていくという機会あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問、町と町民の意見交換をする場を設置する考えはということでよろしいでしょうか。

過去には、これにつきまして平成9年度まで、全町民を対象としまして陸別町では、町政懇談会というのが実施されてきていました。ただ、出席者がだんだんと減ってきたために、平成10年度からこの町政懇談会にかわる自治会長会議、これを開催しまして、各自治会からの要望に応じてきているところであります。平成23年度の自治会長

会議から、各自治会等からの要請によりまして、町のほうから出向くという方法を提案してきておりますが、現在まで1件も要請がないというのが実態であります。今年度の自治会長会議でも、ちょっとした集まりでも呼んでいただければ、こちらから出向きますので、積極的に連絡をいただきたいと説明したところでもあります。

また、広報りくべつでは、平成25年4月から「お伝えします役場の仕事」というコーナーを設けたり、平成26年4月から「町民から提案します」と、そういう企画を実施しまして、町民の皆さんから書面により寄せられた御意見・御要望に、回答したりしてきたということも事実であります。

私自身、町民との対話、これは重要だと認識しておりまして、選挙公約にも盛り込んでおりますが、町民の皆さんに集まっていただく懇談会の開催はなかなか難しいと、そのように思っておりますので、これからも上から目線でなくて、町民の皆さんが集まる場所に少ない人数でもいいので、出張して対話をしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） このテーマで質問をするに当たって、実際にそれにつなげて聞こうと思っていました自治会ですね、自治会長会議ということは今もありましたとおり、実際に自治会、よく町内会といふふうに言っているものですがけれども、そういったものの関係についてもお聞きするつもりでしたので、実際に合わせて回答いただけてありがとうございます。

そういった部分で、それぞれの陸別町内にある各自治会・町内会において、それぞれそこで集まった意見であったり、考えているものが自治会長会議として、実際に町のほうに届いているという状況で、町長がそういった場面において自治会に赴いて、今までの町のとり組みだとか、今の町がどのように向かっているのかというような、そういった町民と町長が話すような機会が、実際この町内会・自治会というのが持てるのではないのかなというふうに思いますので、この質問の中で合わせて上げていました。

それで実際に行われている自治会長会議なのですがけれども、その目的も今、回答いただいたと思いますので、実際にその自治会長会議の開催後、そういったもので上げられたことの顛末というか、その後の各自治会に対してのフィードバック、反応というか、その対応というか、そういったものがどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自治会長会議これの目的、それと各自治会のフィードバックはどうなっているかという御質問だと思いますが、自治会長会議開催要領におきまして、この会議の目的は、住民福祉の向上のため町が行う施策がより高い効果を得るために、多くの住民から意見や要望を求め、行政に反映させるとともに、町の現状、そして課題等を説明し、住民参加の上に立った行政の推進を図るとというのが目的でございます。

内容としましては、各自治会からの要望事項を事前に提出していただきまして、その要望事項に対して町側から回答しているところでもあります。また、町からのお知らせ事項の報告や出席者による質問や要望をお聞きし、回答させていただいております。この要望事項、回答の内容につきましては、会議への出席者のみならず全自治会に報告するとともに、町の広報紙にも掲載しまして、住民に周知しているところでございます。

ことしの自治会長会議では、過去の要望事項も教えてほしいという要望がありました。これは自治会長さんも早目にかわるものですから、そういう要望がありましたので、次年度の会議からは、過去5年分ぐらいの各自治会からの要望事項等も会議資料に掲載したいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 実際に自治会長会議で話し合われて、そういった要望も出たということ、私も本当に身近で聞いていたのですけれども、そういった形で町それぞれの地区で上がってきた要望ということであれば、それが町民からの上ってきた町に対しての思いとか意見だと思しますので、そういったことがこれからのまちづくりに生かされること本当に望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問するに当たってちょっと質問の項目的見ると、順を追っての説明になってきてしまったのですけれども、そういった町のまちづくりに対しての町民の声が届く、届いたり町民の声をまとまっていくという部分の意味合いとして、実際に改めて陸別町における、本当にいろいろな町内会というのは、陸別の一つ特徴的なものなのかなと思ひまして、このつながり、本当にそれぞれのつながりが密接で、例えば町民の運動会であったり、先日も開催されました町民レクリエーションであったり、そういったものも大きく、また秋季例大祭あります。

秋祭りに関しても町内会が、町内会として密接に、その後のなおらいであったり、その地域の方が交流できるものがあるというのは、運動会とかに関しても陸別の魅力的な特徴かなというふうに思ひます。実際に今の陸別町における町内会・自治会の、これ自分としての質問になるのですけれども、今の存在意義というか、また、それと今後町内・自治会というもののあり方について、町長の考え聞かせていただければと思ひます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内会と行政の関係なのですが、これは現在、策定中の第6期総合計画の中にも盛り込む予定であります。その地域の活性化や防犯、登下校中の安全、さらには防災・環境保全、福祉などさまざまな地域課題の解決に向けて、地域と行政がともに考え取り組んでいくことが必要と、そのようになっております。

地域づくりでは、その地域活動の最小単位である自治会活動の充実が、これは欠かすことができません。自治会活動の重要性は、今後も変わりませんが、人口の減少等で活動に支障を来すことから、自治会の再編が進んできているというのも事実ではないで

しょうか。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 人口が減少する中、自治会の再編がという大変進んでいくという部分で、これからも総合計画の中に盛り込まれるということで、私自身もずっと考えていきたいと思うのですけれども、やっぱりすごい横のつながりというか、人と人のつながりが強いというのが陸別町の特徴で、ひとついいものだと思いますし、地域の福祉であったり、これから例えば一つの例になるのですけれども、きっとそういったもの、町内会に入っているそれぞれの思いというのはあると思うのですけれども、もちろん仕事でもなくプライベートでもなく担わないといけない。人によっては大変なものかもしれないのですけれども、そういった横のつながり、コミュニケーションがあることによって、高齢者のひとり暮らしに対しての対応であったり、そういったものも、もしかしたら町内会というものが担える役割の一つとして、あるのかもしれませんが、いま一度、さきに聞きましたとおりの自治会長会議、そういった目的も聞かせてもらいまして、町のまちづくりにも生かされるということを、町内会を通じていけたらいいのではないかと質問でありますので、そういったものです。

私自身も町内会活動続けていきたいと思っておりますので、さきの議員の質問にありましてとおりの、自治会の中で小学生の交通の見守り等も行われているということで、非常に地域の福祉だったり、コミュニティにおいて大切なものかと思っておりますので、こういったつながりが陸別の一つのいい魅力であってほしいなというふうに思います。

先ほどありました町民が実際に町がどのように考えているか、このような総合計画における参考となるアンケートの結果があったとおりの、アンケートの結果に対して、町がどのように考えていたり、これから向かっていくのかというのを知る機会として、やはり町長が話をする場として、それぞれの町内会の会議だったり、そちらのほうに出向くということが可能であるのであれば、ぜひ、この場で自分が言うのもあれですけれども、そういった機会がふえていけばいいなというふうに思っておりますので、その際は、ぜひそれぞれの町内会のほうに出向くことになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、これで私の質問終わりたいと思っております。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） よくわかりました。私なりにもまた議員の気持ちも含めて、努力していきたいなど、そのように思います。

質問の中で一つあったのですが、町民の皆さんにも知ってもらいたい、まさに今現在策定中の第6期陸別町の総合計画、これがまさに当町が今後進むべき最上位の計画ということになります。この基本構想とか基本計画案につきましては、この後、住民意見の提出誓言でありますパブリックコメントと、そういったものを実施いたします。その後、議会に諮りまして、議決をいただきましたなら、印刷製本して町内全世帯に配布す

るという予定となっております。

もちろん私どもだけでなく、住民の代表である議員の皆様にもいろいろな機会に、その計画の内容をお伝えいただくことを私のほうからお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○副議長（本田 学君） 日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、開会日に議会関係諸般報告つづりで配付しておりますとおり、町長より諮問がありました。

諮問内容の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づくものであります。

人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない、そのように規定されております。

また、人権擁護委員の条件としましては、選挙権を有する住民であること、人格識見が高いこと、広く社会の情勢に通じていること、人権擁護に理解があること、そのように規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、2名のうち1名が令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、現委員の児玉将機氏を今定例会におきまして議会の御同意をいただき、引き続き推薦しようとするものであります。

児玉氏は、昭和49年7月9日生まれの現在満45歳であります。平成5年3月に、北海道足寄高等学校を卒業され、平成9年4月から正見寺副住職、平成22年4月から正見寺住職として御活躍されております。

児玉氏は、自覚識見とも高く、人権擁護委員を務めるには最適任者と考えているところでありますので、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 諮問内容について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

お諮りします。

本件は、児玉将機氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は、児玉将機氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに決定しました。

◎日程第4 発議案第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第4 発議案第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長に、発議案の朗読をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 発議案第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年陸別町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、100分の275」を「、100分の305」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、100分の110、12月に支給する場合には、100分の305」を「、100分の225、12月に支給する場合には、100分の225」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月11日提出。

陸別町議会議会運営委員会、委員長多胡裕司。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の議会運営委員会多胡委員長から、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、多胡委員長。

○議会運営委員会委員長（多胡裕司君）〔登壇〕 ただいま、事務局長の朗読のとおり提案するものであります。

議会議員の期末手当については、平成14年9月定例会におきまして、その時の経済情勢及び行政みずからが寒冷地手当、特殊勤務手当などの大幅な削減、また、国家公務員の給与も減額になったこと等を総合的に判断し、議員みずからが期末手当0.1カ月分を削減しております。

今回の改正は、前回の改正から17年間、議会議員の期末手当の改正を行うことなく今日までに至っておりますが、平成31年3月4日付で、議会運営委員会から議長に答申した「議会のあり方」において、「議会議員の期末手当は、今後、毎年度検討する。」と明記しております。

よって、議会運営委員会及び議員協議会において、今年度の議会議員の期末手当について議論を行ってきたところであります。

その議論において、「今年4月の陸別町議会議員選挙が、無投票になったことは、今後の議員のなり手不足につながる深刻な問題であるものと認識し、議会議員の活動基盤の整備を図ることは、必要不可欠であります。」との結論に至ったところであります。また、11月13日に開催されました全国町村議会議長会全国大会において、「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議」が採択されております。

よって、今年度におきましては、特別職の期末手当と、議会議員の期末手当の差額の2分の1以内において改正を行い、令和2年度からは、特別職と同率の支給月数に改めようとするものであります。

議員各位におかれましては、これらの諸事情を考慮の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、発議案第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題としま

す。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和元年陸別町議会12月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時06分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員